

# 第1章 計画の概要

## 1. 1 背景と目的

本県では、1960年代後半から1980年代後半にかけて、人口の増加と社会的需要等に対応して、県立高校などの教育施設、県営住宅等の公共施設を整備\*してきた。また、インフラ施設は、高度経済成長期の1950年代後半から1970年代前半にかけて多数建設されており、本県の経済発展に多大な役割を果たしてきた。現在、これらの施設の多くで老朽化が進み、劣化・損傷の危険性が高まっていることから、今後、一斉に更新時期が訪れることが見込まれる。

こうした状況の下、公共施設等の整備に当たっては、限られた財源の中で老朽化対策や耐震化などにより施設の安全性を確保しているが、今後、施設全体の整備需要が急増することによってきめ細かな整備が困難となり、安全性の低下が懸念される。

また、社会環境の変化等により、低・未利用の施設や土地が多数生じ、その利活用も課題となっている。

以上のような、本県の公共施設等を取り巻く課題に取り組むに当たっては、長期的な視点により、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、公共施設等の最適な配置を実現することにより、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保を図り、併せて財政負担の軽減・平準化を目指す必要がある。

よって、本県は、県民の皆様と共に課題に取り組み、公共施設等の将来計画を形作るために、公共施設等総合管理計画の策定を行うものである。

---

\* 整備・・・修繕、補修、改修、更新、建設等を行うこと  
(用語の定義についての詳細は、16ページ脚注参照)

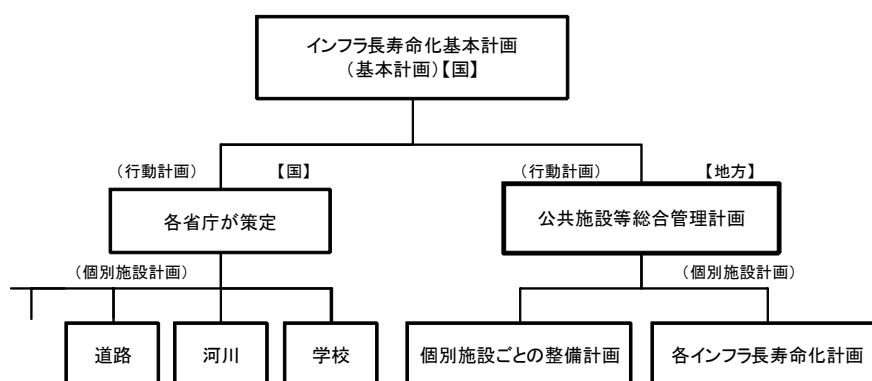
## 1. 2 計画の位置付け

この計画は、公共施設等の老朽化対策が課題になっていることに鑑み、本県が保有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する、中期的な取組の方向性を明らかにする計画であり、国において平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付けられるものである。

計画の策定に当たっては、平成25年1月に策定した「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」に掲げる、「長寿命化・耐震化の推進」、「保有総量の最適化」及び「資産の有効活用」の3つの柱との整合を図っている。

なお、図表1. 1のとおり、本計画に基づき、個別施設ごとの長寿命化計画（個別施設計画）を策定することとなるが、公共施設については、各施設ごとに整備計画を策定し、インフラ施設については、施設種別ごとに「インフラ長寿命化計画」を策定する。

図表1. 1 概念図



## 1. 3 対象資産

本計画の対象範囲は、県が保有又は管理する資産の全てとする。

なお、本計画における「公共施設」「インフラ施設」の定義は、後述す

る（１）公共施設、（２）インフラ施設のとおりとする。

## （１）公共施設

県の公共施設は、図表１．２のとおり、庁舎系施設、研究・検査施設、集客系施設、教育施設、社会福祉施設、医療施設、住居系施設、警察施設、無人施設等及び土地に分類される。

図表１．２ 対象とする公共施設分類（機能別分類）及び施設数と棟数

（平成27年4月1日現在）

施設分類	主な施設	施設数	棟数
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等	33	203
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所等	19	234
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター等	83	348
教育施設	県立高校、特別支援学校等	54	1,450
社会福祉施設	こども家庭相談センター、登美学園等	8	84
医療施設	五條病院等	3	22
住居系施設	県営住宅、職員公舎等	76	840
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等	233	504
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫等	168	412
小計		677	4,097
土地	県有地、公社保有地等	168	
合計		845	4,097

「庁舎系施設」には、県庁舎・総合庁舎・出先事務所などの事務庁舎、中央卸売市場などの事業系施設、自治研修所などの研修施設が含まれ、「研究・検査施設」には、産業振興総合センターなどのいわゆる公設試験研究施設、教育研究所などの研究施設、保健所などの保健衛生施設が含まれる。

「集客系施設」には、万葉文化館・美術館などの文化施設、文化会館などの集客施設、法隆寺iセンターなどの情報案内施設、橿原公苑、明日香庭球場などの運動施設、大仏前自動車駐車場などの駐車場が含まれる。

「教育施設」には、県立高校、養護学校などの特別支援学校、高等技術専門校などの養成施設、高等学校総合寄宿舎などの寄宿舎が含まれ、「社会福祉施設」には、こども家庭相談センターなどの福祉相談施設、登美学園などの福祉型障害児入所施設がある。

また、「住居系施設」には、県営住宅と職員住宅があり、「警察施設」は、警察署・交番・駐在所などの警察施設と待機宿舎に区分される。

「無人施設等」には、公衆トイレ・休憩所などの便益施設、県有林管理宿舎、倉庫などの無人施設、用途廃止施設が含まれる。

「土地」は、大きく「県有地」と「公社保有地」に区分され、「県有地」は事業用地と旧施設用地に区分される。

## (2) インフラ施設

インフラ施設は、図表1.3のとおり、道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート、上水道、治山、土地改良施設、交通安全施設に分類される。

図表1.3 対象とするインフラ施設と数量（平成27年4月1日現在）

分類	施設	数量	備考
道路 (約1,987km) ※1	橋梁	2,367橋	※2
	トンネル	138箇所	※3
	ロックシェッド	10基	
	歩道橋	73橋	
	門型標識等	37基	
	大型カルバート	3基	※4
河川 (約1,564km)	樋門	25基	
	ダム	5箇所	
砂防	砂防設備	536箇所	
	地すべり防止施設	49箇所	
	急傾斜地崩壊防止施設	384箇所	
下水道	処理場	4箇所	
	ポンプ場	7箇所	
	管渠	194km	
公園	公園施設	11箇所	
ヘリポート	ヘリポート	1箇所	

上水道 ※5	管 路	305km	
	取水施設	1施設	
	浄水施設	2施設	
	ポンプ場	4箇所	
	調整池	8箇所	
治山	治山施設	2,144箇所	
土地改良施設	農業用排水施設	406km	
	農業用井堰	1,304箇所	
	ため池	5,806箇所	
交通安全施設	信号機	2,048箇所	
	道路標識	3,085箇所	

- ※1 奈良県道路公社が管理する施設を含めた数量（県管理の道路は1,977km）  
道路延長は道路統計年報（平成25年4月1日現在）による。
- ※2 奈良県道路公社が管理する施設を含めた数量（県管理の橋梁は2,359橋）
- ※3 奈良県道路公社が管理する施設を含めた数量（県管理のトンネルは134箇所）
- ※4 大型カルバートはすべて奈良県道路公社が管理する施設
- ※5 市町村受水地（46箇所）については、受水タンク等、本体部分は市町村所有であり、流量計等設置施設のみ県の資産

## 1. 4 計画期間

計画期間は平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

なお、計画期間内であっても、必要に応じて適宜見直しを図ることとする。

## 1.5 目標

公共施設等を適正に管理することにより、県民の財政負担を軽減・平準化することを目指す。

公共施設については、本計画を推進する中で、公共施設に係る経費を精査した上で、県民1人当たりの負担を計算し、10年後の数値を現状以下とするよう、総量の削減、維持管理の効率化を目指す。\*

また、インフラ施設についても、適切な維持管理と老朽化対策に向けて、各施設について、点検、診断、措置、記録を着実に実施しメンテナンスサイクルを構築する。

---

\* 公共施設に係る経費の県民1人当たりの負担の現状値については、数値を精査し、本計画策定後、速やかに県ホームページに公開して公表する。

## 第2章 現状と課題

### 2.1 県人口の推移

全国的に本格的な人口減少時代に突入しているなか、本県においても例外ではない。

図表2. 1は、本県における2040年までの人口と人口構成の推移を示したものである。今後、人口構成が大きく変化し、少子高齢化が進んでいく。これに合わせて県民ニーズも変化していくことが予想される。

このため、人口の減少や人口構成の変化に応じた県民ニーズを把握し、公共サービスのあり方を対応させる必要がある。

図表2. 1 奈良県の人口構成の推移

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040
14歳以下人口	246	234	213	197	213	261	291	289	256	232	214	197	184	168	151	135	121	113	107
	32.2	30.1	27.3	23.8	22.9	24.2	24.1	22.1	18.6	16.2	14.9	13.9	13.1	12.3	11.3	10.5	9.9	9.7	9.8
15～64歳人口	474	494	515	568	643	724	804	884	958	999	987	939	880	810	764	728	686	635	572
	62.0	63.6	66.0	68.8	69.1	67.2	66.6	67.7	69.8	69.9	68.5	66.1	62.9	59.1	57.4	56.9	56.1	54.7	52.2
65歳以上人口	44	49	52	61	74	92	113	132	159	198	239	284	336	392	416	417	415	413	417
	5.8	6.3	6.7	7.4	8.0	8.5	9.4	10.1	11.6	13.9	16.6	20.0	24.0	28.6	31.3	32.6	34.0	35.6	38.0
総人口	764	777	780	826	930	1,077	1,208	1,305	1,373	1,429	1,440	1,420	1,400	1,370	1,331	1,280	1,222	1,161	1,096

(上段：人口〔千人〕、下段：構成比〔%〕 ※2015年以降は推計値

(出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」)

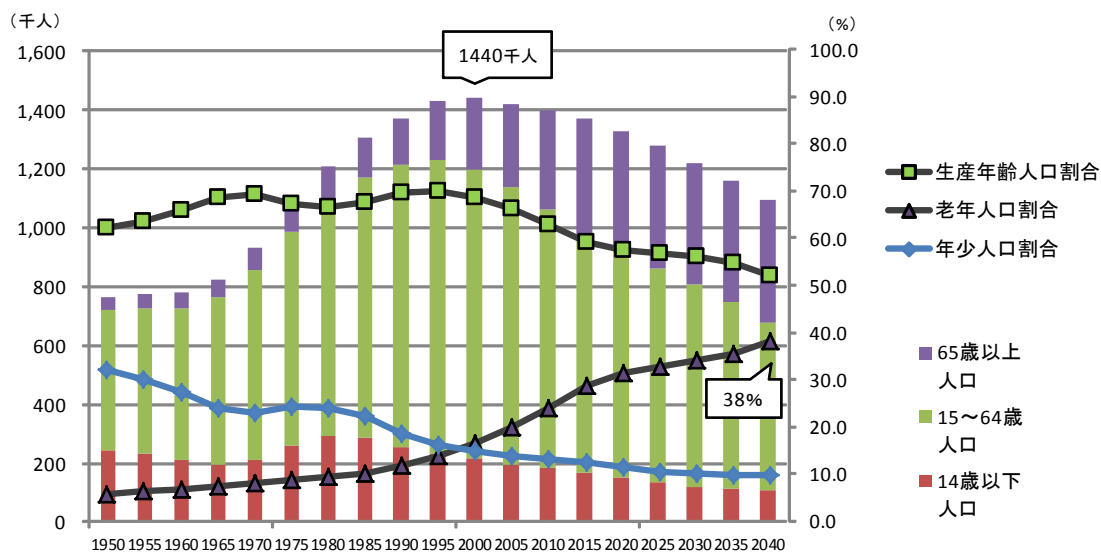
図表2. 2に示すように、本県の人口は1950年から2000年にかけて増加し、2000年をピークにそれ以降減少している。

65歳以上の老年人口割合は1950年以降一貫して増加傾向にあり、2030年頃には、3人に1人が65歳以上となると推定している。

14歳以下の年少人口の割合は、県総人口のピークより20年早い1980年以降低下を続けており、15歳から64歳の生産年齢人口は1995年以降一貫して減少している。



図表 2. 2 奈良県の総人口とその構成



(出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」)

本県の人口構成については、前述のとおり、高齢者人口が継続的に増加し、少子化及び人口減少が一段と進むと予想されるが、図表 2. 3 に示すように、本県は全国よりも速いスピードで高齢化及び人口減少が進むことが予測される。

図表 2. 3 奈良県と全国との人口及び人口割合推移の比較

	2010年と2040年の比較	
	奈良県	全国
総人口	約21.7%減	約16.2%減
老年人口割合	約14.0%増 (約24%→約38%)	約13.1%増 (約23%→約36.1%)
生産年齢人口割合	約10.7%減 (約62.9%→約52.2%)	約9.9%減 (約63.8%→約53.9%)
年少人口割合	約3.3%減 (約13.1%→約9.8%)	約3.1%減 (約13.1%→約10%)

(出典：「国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」)

このため、1960年代から1990年代に至る人口の急激な増加を背景に、数多く整備された公共施設等について、今後の人口減少や人口構成の変化による利用需要の変化に応じた、最適な量や配置の実現が喫緊の課題となっている。

## 2. 2 財政状況

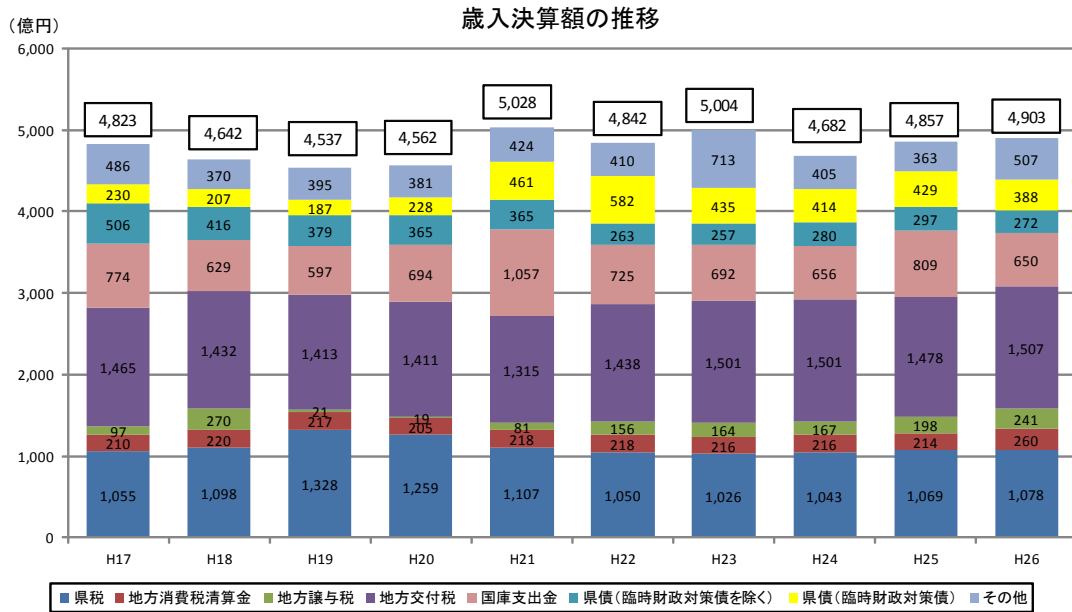
本県は、歳入全体の半分以上を地方交付税や国庫支出金等の国からの収入に依存し、県税収入が全体の2割程度にとどまる等、脆弱な歳入構造となっている。

このような状況のなか、持続可能な財政運営を維持しつつ、直面する県政諸課題や将来の税源涵養に向けて積極果敢に取り組むため、職員定数の適正化や県有資産の有効活用、使用料・手数料などの税外収入の確保、既存事業の見直し等、行政運営の効率化と財政健全化に向けた各般の取組を実施してきたところである。

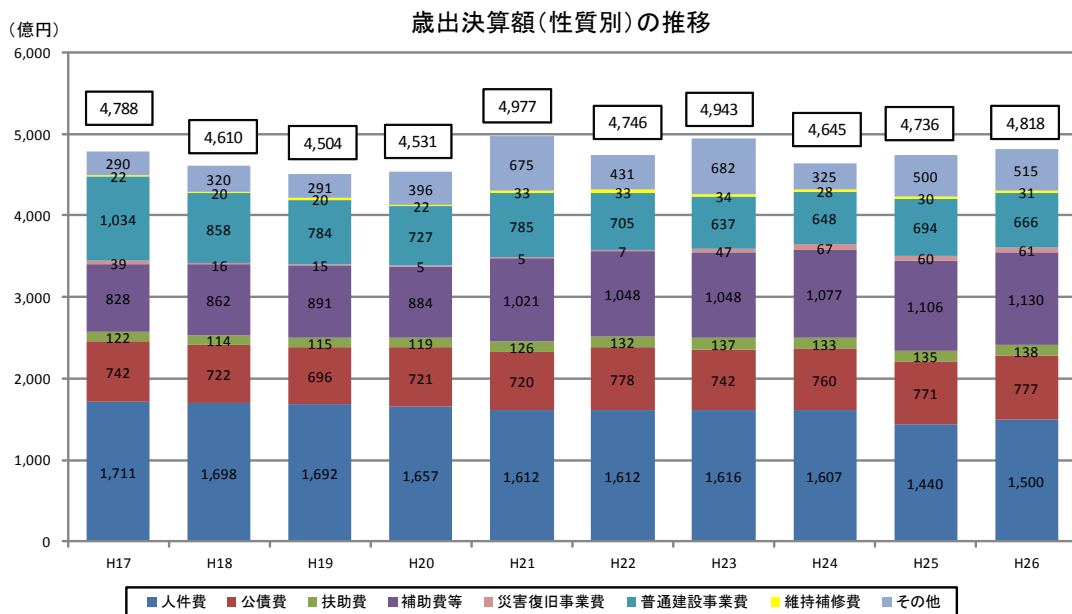
しかしながら、今後全国より速いスピードで進むことが予想される高齢化や県内人口の急速な減少等を考えると、税収の4割強を占める主要税目である個人住民税の減収や社会保障関連経費の増嵩による財政の硬直化が懸念される。

このため、公共施設等を含め、あらゆる経営資源を活用・マネジメントすることにより、今後更に行政運営の効率化と財政の健全化に向けた取組を推進することが必要である。

図表 2. 4 歳入決算額の推移



図表 2. 5 歳出決算額(性質別)の推移



## 2. 3 公共施設等の現状と課題

### (1) 公共施設

#### ①公共施設の施設分類別の延床面積等

公共施設の施設分類別の施設数・面積等については図表2. 6のとおりで、構成比をグラフで表したものが図表2. 7である。

図表2. 6 施設分類ごとの施設数、棟数、延床面積及び面積構成比

(平成27年4月1日現在)

施設分類	主な施設	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	構成比
庁舎系施設	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等	33	203	175,624	11%
研究・検査施設	産業振興総合センター、教育研究所等	19	234	71,950	4%
集客系施設	文化会館、美術館、野外活動センター等	83	348	179,964	11%
教育施設	県立高校、特別支援学校等	54	1,450	495,994	30%
社会福祉施設	こども家庭相談センター、登美学園等	8	84	33,852	2%
医療施設	五條病院、奈良県健康づくりセンター等	3	22	23,156	1%
住居系施設	県営住宅、職員公舎等	76	840	483,817	30%
警察施設	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等	233	504	86,354	5%
無人施設等	公衆トイレ、休憩所、倉庫等	168	412	96,429	6%
合計		677	4,097	1,647,140	100%

図表 2. 6 に示すように、公共施設（土地のみのものを除く）は、約700施設、約4,100棟、総延床面積は約165万㎡、県民1人あたりに換算すると約1.2㎡となる。

図表 2. 7 施設分類ごとの施設延床面積構成比  
(平成27年4月1日現在)

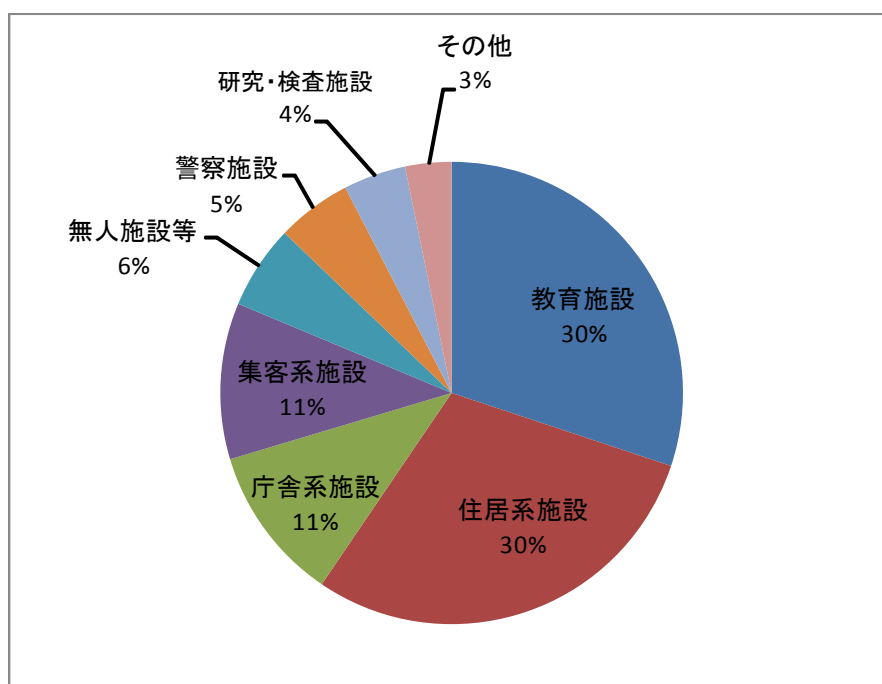


図 2. 7 のとおり、総延床面積約165万㎡のうち、教育施設と住居系施設が、それぞれ約50万㎡であり、全体の30%ずつを占めている。

教育施設の主なものは県立高校で、33施設、1058棟、延床面積約40万㎡となっている。住居系施設の主なものは県営住宅で、44施設、774棟、延床面積約47万㎡である。



教育施設  
(畝傍高等学校)



住居系施設  
(県営住宅小泉団地)

また、庁舎系施設と集客系施設が延床面積の構成割合が全体の11%となっており、先に示した教育施設・住居系施設と合わせて82%と大半を占めている。



庁舎系施設  
(県庁舎)



集客系施設  
(文化会館)

なお、施設数としては、交番・駐在所をかかえる警察施設が最も多くなっている。



警察施設  
(奈良警察署)



警察施設  
(交番)



警察施設  
(駐在所)

上記以外の施設分類の例は以下のとおりである。



研究・検査施設  
(産業振興総合センター)



社会福祉施設  
(中央子ども家庭  
相談センター)



医療施設  
(五條病院)

## ②公共施設の建築年別の推移

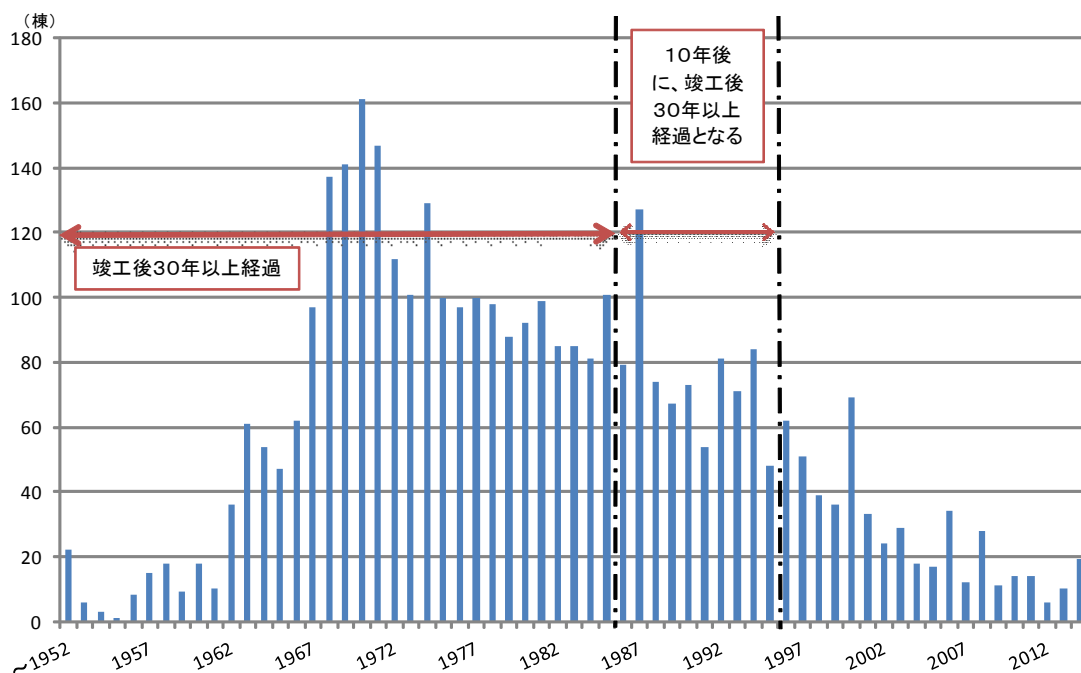
図表 2. 8 及び 2. 9 に示すように、1970年前後から1990年頃にかけて整備された公共施設が多い。

棟数のピークは1970年で、県営住宅の新築・増築と県立高校の増築などにより、1968年から1971年にかけての4年間で586棟の建築があった。

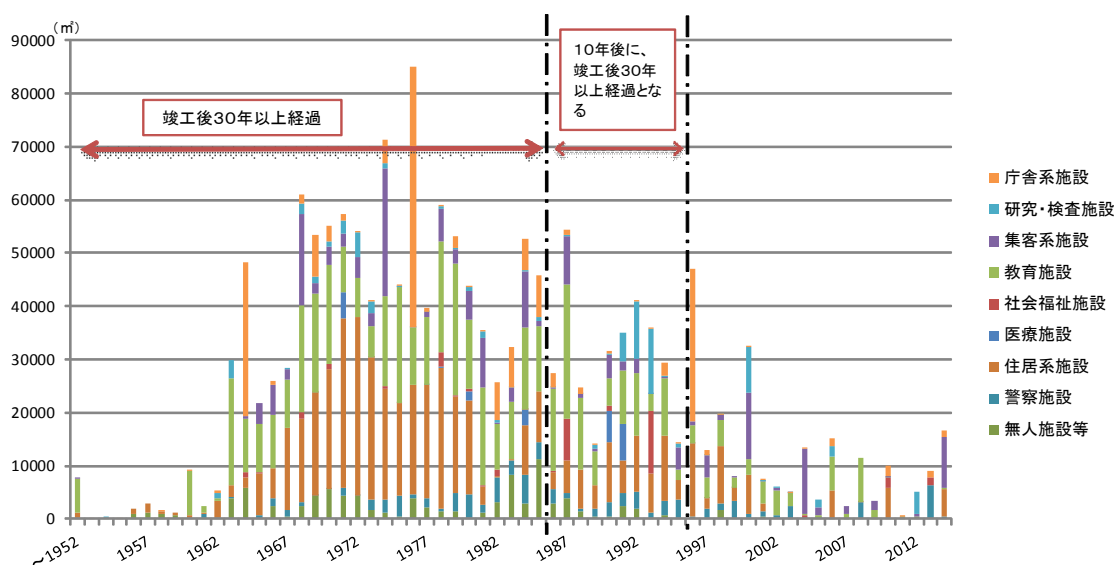
また、延床面積のピークは1976年で、中央卸売市場や県営住宅、県立高校の新築などが主な要因となっている。

一般的に大規模な改修工事が必要とされる竣工後30年となる、1985年以前に建築された施設は、363施設、2,421棟、約110万㎡となっており、延床面積の全体の約67%にのぼる。更に10年後はその比率が約85%にまで達する見込みである。今後、大規模な改修や更新の時期が一斉に到来すると見込まれる。

図表 2. 8 建築年別の施設量（棟数ベース）



図表 2. 9 建築年別の施設量（延床面積ベース）



### ③公共施設の改修・更新費用見込み

公共施設を現状のまますべて維持すると仮定した場合、今後40年間で約8,000億円（年平均200億円程度）の改修・更新費用が必要となる。

更新費用については、平成36年（2024年）頃には年間約100億円となり、その後も年間約100億円から約250億円の間で推移を続ける見込みである。また、更新を行った施設の大規模改修がそれぞれ30年後に訪れると仮定すると、平成66年（2054年）頃より、大規模改修の必要な時期が一斉に訪れると考えられる。公共施設を総合的に管理し、質と量の見直

\* この計画における、改修・更新等の用語は次のとおりである。

- ①「整備」・・・修繕、補修、改修、更新、建設等を行うこと
- ②「修繕」・・・故障・破損等した箇所を元の水準まで戻すこと
- ③「補修」・・・故障・破損等した箇所を実用上支障のない水準まで戻すこと
- ④「改修」・・・故障・破損等した箇所を元の水準より向上させること及び機能向上させること
- ⑤「更新」・・・建物の建替え、設備の取替えを行うこと
- ⑥「建設」・・・建物の建築、設備の設置を行うこと



しをさらに進めることにより、財政負担の軽減・平準化を図ることが必要である。

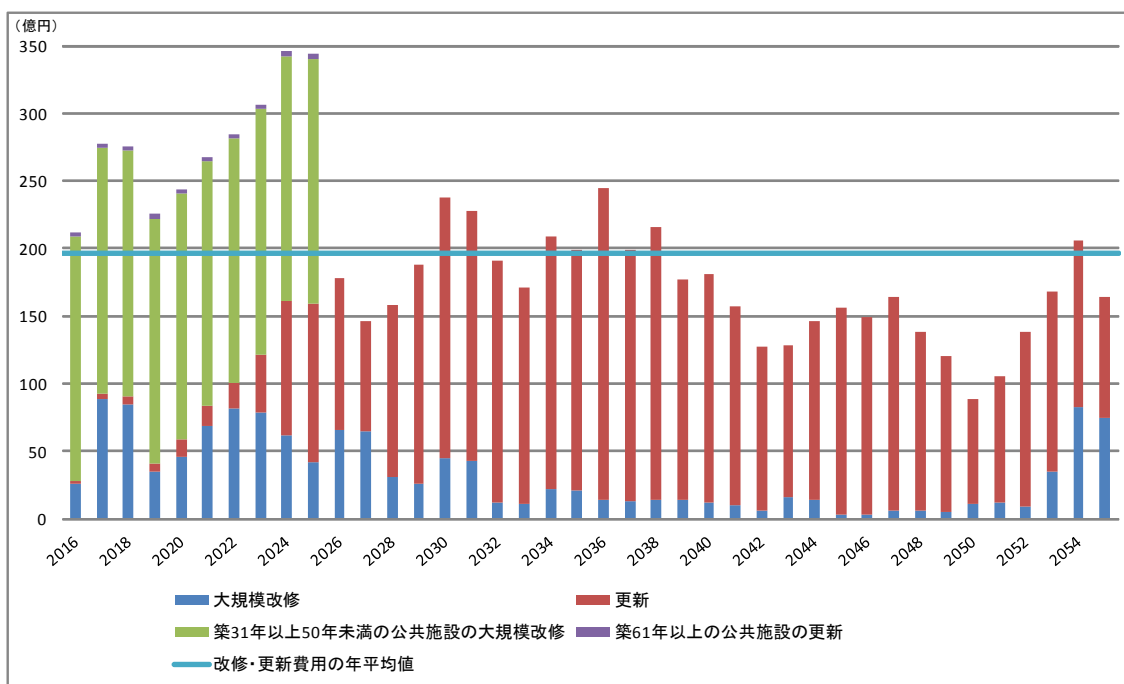
(前記の改修・更新費用は、総務省の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用し、以下の試算の前提条件の下、概ねの規模を試算した数値であり、実際に必要とされる改修・更新費用と合致するものではない)

**【試算の前提条件】**

試算の前提条件として、以下の仮定に基づき試算を行った。

- ・大規模改修を30年ごと、更新を60年ごとに行う。
- ・築31年以上50年未満の公共施設の大規模改修は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に行う。
- ・築50年以上のものは、更新の時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に更新する。
- ・築61年以上の公共施設の更新は未実施であると仮定し、今後10年間で均等に行う。

図表 2. 10 公共施設の将来の改修・更新費用の推計



(総務省の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用)

## (2) インフラ施設

### ①道路

本県が管理する道路延長は約1,977km\*であり、2,359橋の橋梁、134箇所  
のトンネル、10基のロックシェッド、73橋の歩道橋、37基の門型標識  
等の道路施設を管理している。



橋梁  
(宇井大橋)



トンネル  
(和佐又トンネル)



ロックシェッド  
(芦廻瀬洞門)



歩道橋  
(都跡歩道橋)



門型標識

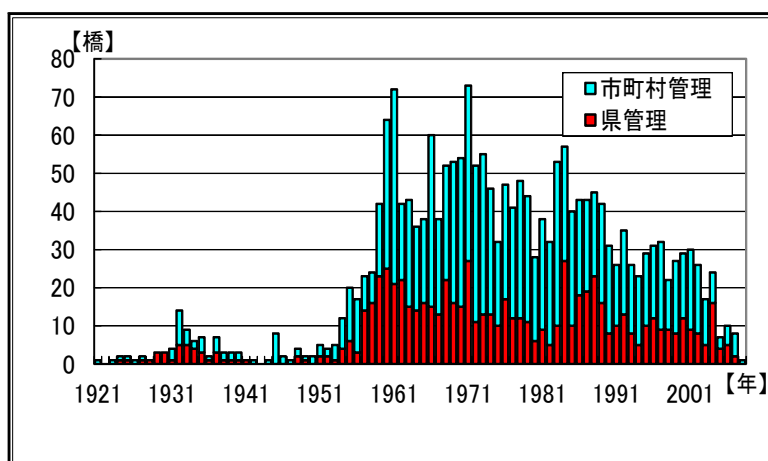
\* インフラ施設の数量は、特に記載のない限り、平成27年4月1日現在  
ただし、道路延長（1,977km）のみ、道路統計年報により平成25年4月1日現在

そのうち、橋梁については、個別施設計画を平成21年度に策定済みであり、トンネル、ロックシェッド、横断歩道橋、門型標識等については、各個別施設計画を現在策定しているところである。

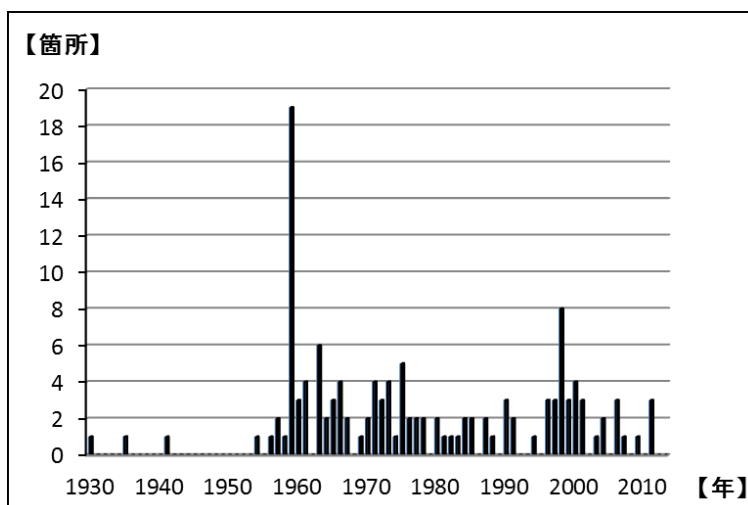
橋梁の個別施設計画では、一般的に橋梁の更新時期の目安とされる建設後50年を経過した橋梁の割合が15%を超え、20年後には約60%に急増するとされており、計画的かつ効率的に更新・修繕を行う必要性が示されている。

今後は各個別施設計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1 1 建設年別の橋梁数



図表 2. 1 2 建設年別のトンネル数



## ②河川

本県が管理する河川延長は約1,564kmであり、河川からの逆流防止を目的とした25基の樋門及び5箇所のダム（天理ダム、初瀬ダム、白川ダム、岩井川ダム、大門ダム）を管理している。



樋門

(小金打川逆流防止樋門)



ダム

(大門ダム)

そのうち、樋門については、個別施設計画を平成26年度に策定済みであり、各ダムについても引き続き策定する予定である。

樋門の個別施設計画では、更新時期の目安とされる建設後約50年を経過した樋門の割合が現在8%であるが、20年後には約60%に急増するとされており計画的かつ効率的に更新・修繕を行う必要性が示されている。

今後は各個別施設計画の策定を進めるとともに、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1 3 県管理樋門一覧表

樋門名称	完成年	河川名	所在地
馬見川逆流防止樋門	S40	馬見川	広陵町寺戸
十二川逆流防止樋門	S40	十二川	田原本町阪手
辻本逆流防止樋門	S44	寺川	川西町吐田
銭川逆流防止樋門	S46	銭川	桜井市大福
新川逆流防止樋門	S46	新川放水路	三宅町伴堂
岩掛逆流防止樋門	S48	飛鳥川	川西町保田
岩井川逆流防止樋門	S50	岩井川	奈良市八条町
東但馬逆流防止樋門	S53	飛鳥川	三宅町但馬
かんでん川逆流防止樋門	S54	かんでん川	三宅町但馬
佐保川逆流防止樋門	S55	佐保川	奈良市法華寺町
新木逆流防止樋門	S58	飛鳥川	田原本町新木
坊城川逆流防止樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
坊城川調節池樋門	S59	坊城川	橿原市曲川町
古寺川逆流防止樋門	S60	古寺川	広陵町中
薬井逆流防止樋門	S60	葛下川	河合町薬井
広瀬川逆流防止樋門	H7	広瀬川	広陵町大場
庵治川逆流防止樋門	H7	大和川	川西町下永
小阪逆流防止樋門	H10	寺川	田原本町小坂
阪手南（喰前）逆流防止樋門	H13	つじ川	田原本町阪手
小金打川逆流防止樋門	H21	小金打川	大和高田市松塚
3号樋門	H21	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖
2号樋門	H23	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖
中の橋川逆流防止樋門	H24	中の橋川	橿原市豊田町
1号樋門	H25	紀の川（吉野川）	吉野町南国栖
（仮称）角川逆流防止樋門	H26	紀の川（吉野川）	五條市山田町

図表 2. 1 4 県管理ダム一覧表

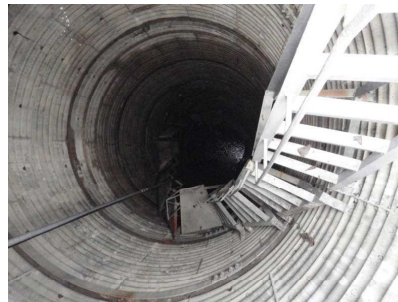
施設名	完成年	河川名	形式	総貯水容量	有効貯水容量
天理ダム	S54	布留川	重力式コンクリートダム	250万m <sup>3</sup>	225万m <sup>3</sup>
初瀬ダム	S63	大和川	重力式コンクリートダム	439万m <sup>3</sup>	374万m <sup>3</sup>
白川ダム	H10	高瀬川他	均一型アースダム	156万m <sup>3</sup>	136万m <sup>3</sup>
岩井川ダム	H20	岩井川	重力式コンクリートダム	81万m <sup>3</sup>	69万m <sup>3</sup>
大門ダム	H25	大門川	重力式コンクリートダム	17.7万m <sup>3</sup>	14.8万m <sup>3</sup>

### ③砂防

本県が管理する砂防関係施設は、536箇所の砂防設備、49箇所の地すべり防止施設、384箇所の急傾斜地崩壊防止施設がある。



砂防設備



地すべり防止施設



急傾斜地崩壊防止施設

各施設について、個別施設計画を現在策定しているところである。

今後は各個別施設計画の策定を進めるとともに、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。



#### ④下水道

本県が管理する下水道施設は、4箇所の処理場、7箇所のポンプ場、約194 k mの管渠があり、処理場・ポンプ場については個別施設計画を平成26年度に策定済みである。



処理場  
(浄化センター)



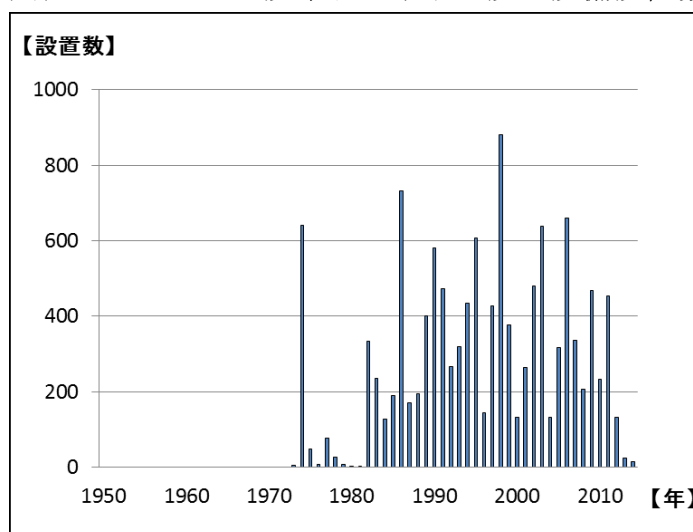
ポンプ場  
(野原ポンプ場)

処理場やポンプ場については、アセットマネジメント（資産管理）による個別施設計画に基づく施設の老朽化対策や更新を実施しており、今後、PDCAサイクルを回していくことで計画の精度を高めていく必要がある。

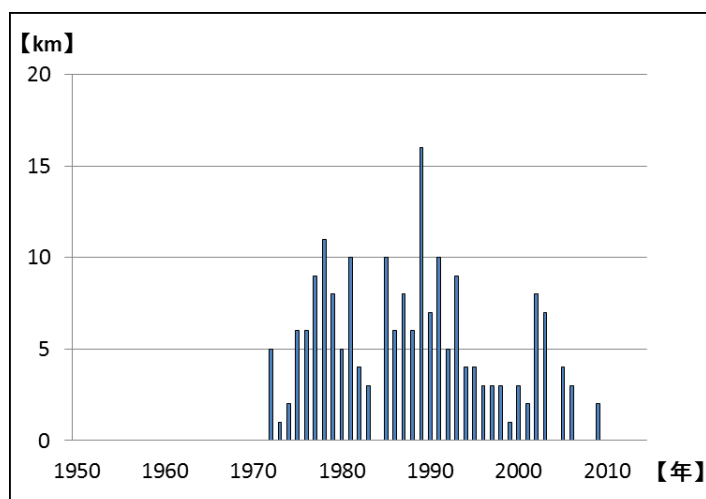
管渠については、老朽化により道路を陥没させる危険性が高いとされている敷設後30年以上を経過した管渠の割合が、現在の約36%から20年後には約95%に急増するため、調査を進め計画的かつ効率的に老朽化対策や更新を実施する必要がある。

今後は、管渠について個別施設計画の策定を進めるとともに、策定された計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表 2. 1 5 建設年別の下水施設・設備設置数の推移



図表 2. 1 6 建設年別の下水管渠設置延長の推移





## ⑤公園

本県が管理する県立都市公園は、奈良公園（約500ha）をはじめ、全体で11箇所、約650haあり、各公園には休憩施設や遊具等の施設がある。



公園施設  
(馬見丘陵公園)



遊具  
(馬見丘陵公園)

これらの各公園に設置された施設について公園別に個別施設計画の策定を進めており、図表2. 17に示すとおり、5公園についてはすでに策定済みであり、他の公園については、引き続き策定する予定である。

今後は、策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

図表2. 17 奈良県立都市公園一覧

公園名 (ふりがな)	所在都市	種別	開園面積	個別施設計画策定状況
奈良公園 (ならこうえん)	奈良市	広域公園	502.4ha	
馬見丘陵公園 (うまみきゅうりょうこうえん)	広陵町 河合町	広域公園	56.2ha	H24年度策定済み
大洲池公園 (おおぶちいけこうえん)	奈良市	総合公園	23.2ha	H24年度策定済み
大和民俗公園 (やまとみんぞくこうえん)	大和郡山市	総合公園	22.6ha	H24年度策定済み
まほろば健康パーク (まほろばけんこうぱーく)	大和郡山市 川西町	運動公園	11.8ha	
橿原公苑 (かしはらこうえん)	橿原市	運動公園	10.2ha	
うだ・アニマルパーク (うだ・あにまるぱーく)	宇陀市	地区公園	8.2ha	
県営福祉パーク (けんえいふくしぱーく)	田原本町	近隣公園	2.2ha	H24年度策定済み
県営平城宮跡歴史公園 (けんえいへいじょうきゅうせきしきこうえん)	奈良市	特殊公園 (歴史)	0.16ha	
竜田公園 (たつたこうえん)	斑鳩町	都市緑地	14.0ha	H24年度策定済み
吉城園 (よしきえん)	奈良市	都市緑地	0.74ha	

(平成27年3月31日現在)

## ⑥ヘリポート

本県が管理するヘリポートは1箇所であり、奈良県内唯一の公共用ヘリポートである。飛行場施設は総面積95,500㎡になり、そのうちエプロン総面積は6,175㎡（大型1バース、中型4バース）、滑走路及び着陸帯は長さ35m幅30m、誘導路は延長52.7m幅9mとなっている。付帯施設として、管理事務所（RC造2階建、延床面積704㎡）、格納庫（用地面積4,795㎡）、給油施設（用地面積750㎡）がある。



ヘリポート

ヘリポートに関する個別施設計画は平成26年度に策定済みであり、今後は策定された各計画に基づき老朽化対策を実施することによりトータルコストの縮減及びコストの平準化が必要である。

## ⑦上水道

本県では、水道施設を「管路」「コンクリート構造物」「電気・機械設備」の3区分に分類し、管理している。



水管橋



浄水場沈でん池

管路（法定耐用年数40年）については、総延長約305kmのうち約230kmが耐震管、約75kmが非耐震管で、平成26年度末現在の耐震化率は75.5%である。

これから管路更新を迎えるにあたり、長期にわたって多額の費用が必要となるため、管路更新計画を定めていく必要がある。

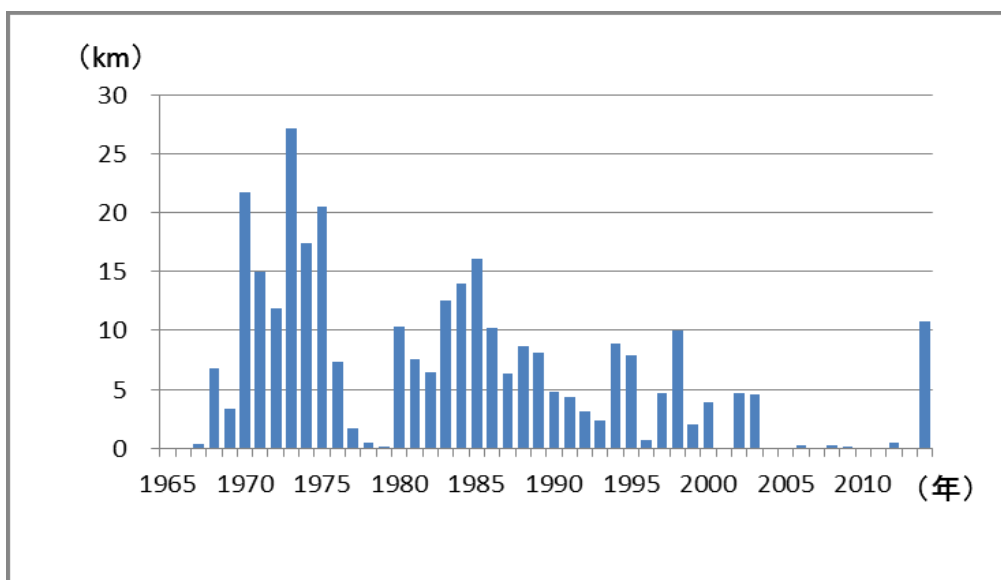
コンクリート構造物については、現在稼働している施設（法定耐用年数60年）の耐震化状況は、浄水場の耐震化率は100%、配水池等水道貯留施設の耐震化率は100%で、平成25年度で施設の耐震化は完了している。

今後、計画的に補修等のメンテナンスを実施し、法定耐用年数以上の使用（施設の長寿命化）をする必要がある。

電気・機械設備については、平成24年度に10年間の設備機器更新計画を策定し、更新工事を実施している。

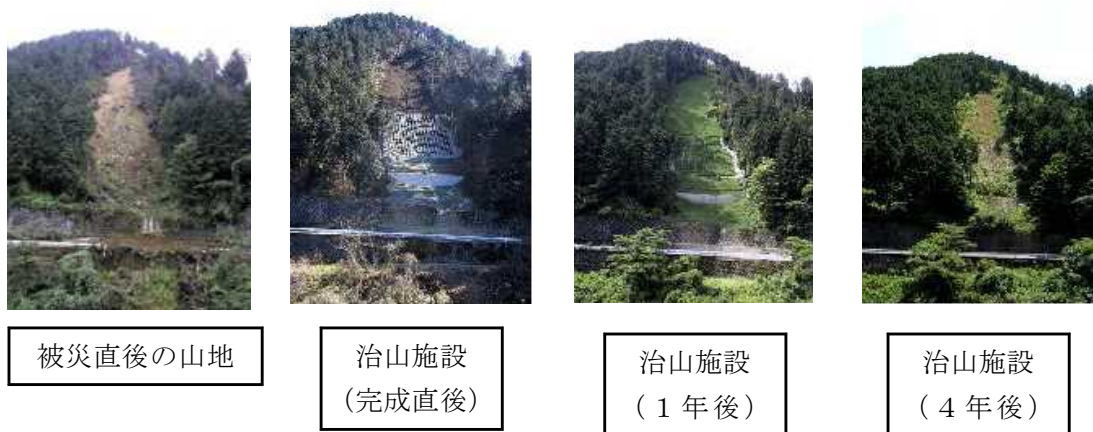
今後は、設備毎の更新基準年数、給水量に見合った機器能力の設定、個々の設備の劣化度、重要度を考慮した上で、設備の更新を計画的に実施する必要がある。

図表 2.18 建設年度別の管路延長の推移



## ⑧治山

本県が管理する治山施設は、治山台帳に記載されている施設で2,144施設あり、うち施工後30年以上を経過した施設が2/3を占めている。



治山施設は、荒廃山地等における斜面の安定や溪岸の侵食防止等を図るために整備されるものであるが、治山事業の目的は、治山施設の機能のみによって達成されるものではなく、治山施設の効果が発現する結果、その周辺の森林の保全機能が回復するとともに、森林が健全な状態で維持されることによって達成されるものである。このため、施設周辺の森林の状況にも留意した上で、施設の補修・機能強化等を行う必要がある。

## ⑨土地改良施設

(農業用排水施設)

本県には、国営及び県営で造成した施設が約400kmある。そのうち主要な施設である吉野川分水施設については、平成13年度より国直轄事業により、また倉橋ため池水路については、平成23年度より県において長寿命化対策に向けた整備を実施してきているが、他の農業用排水施設についても、造成後相当な年月が経過し、老朽化による機能低下が著しく安定的な農業用水の確保が困難になってきている。



吉野川分水施設



吉野川分水施設

(農業用井堰)

本県には、一級河川内にある農業用井堰は、約1,300箇所あり、河川改修時に整備され、更新期を迎えている施設が多数ある。



老朽化した農業用井堰



農業用井堰 (改修後)

(ため池)

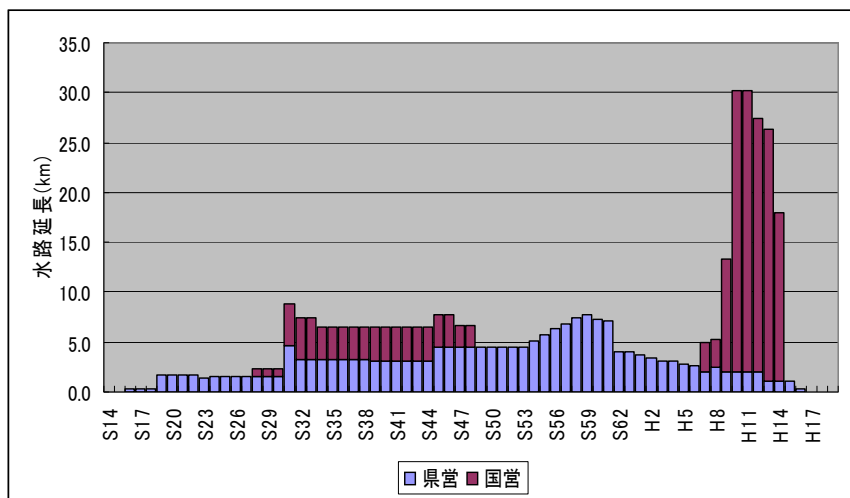
本県には、約5,800箇所のため池があり、災害の未然防止及び農業用水の安定的な確保を図るため、計画的に改修を行ってきている。



ため池

上記の各施設とも、農地及び農業者の減少により、適切な維持管理が困難になってきており、効率的な維持管理・更新対策や新たな維持管理体制の構築、施設の多面的機能の増進を図っていく必要がある。

図表 2. 19 農業用排水施設の建設年度の推移





## ⑩交通安全施設

(信号機)

本県は、平成26年末現在で信号制御機のストック数1983基（交差点数2,048箇所）のうち、452基（約23%）が設置後19年を超えている。



交差点



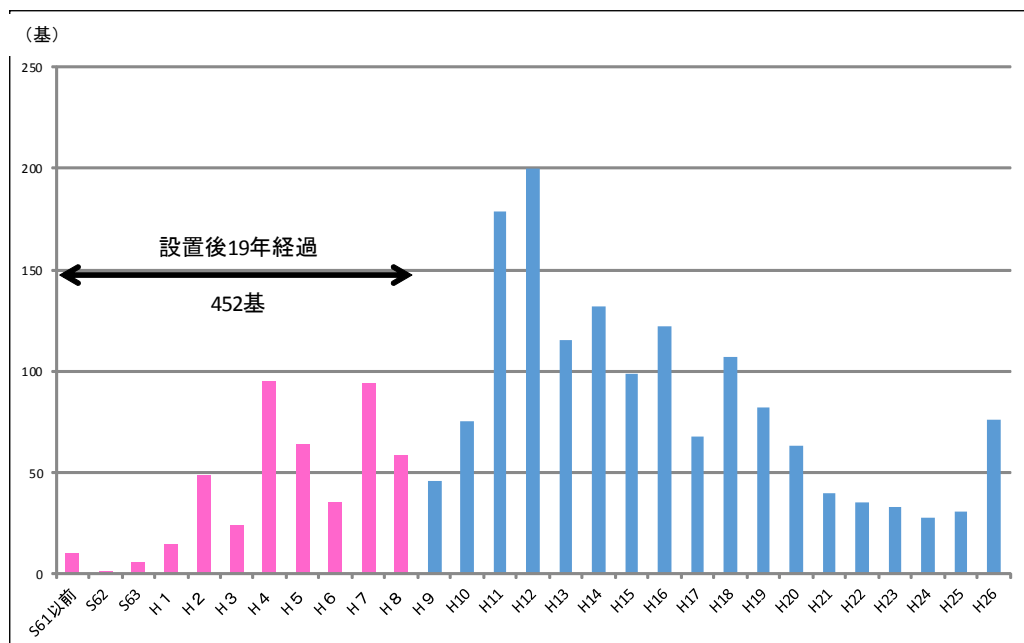
信号制御機



信号灯器

国庫補助金取扱い要綱では信号制御機の耐用年数については設置後おおむね19年と定められていることから、経過年数による更新に加え設置路線及び機種毎の実働経過年数を算出し、稼働状況を踏まえた上で、維持管理・更新コストの縮減等を行い、更新していく必要がある。

図表 2. 20 信号制御機の製造年度別ストック（平成26年度末現在）



(道路標識)

本県では、平成26年末現在で3,085箇所の道路標識を維持管理している。



灯火標識



可変標識

道路標識については明確な耐用年数が定められていない。そこで、交通安全施設の点検整備について、交通安全施設管理要綱を定めており、交通安全施設全般の適正な管理及び運用に努めている。



## 第3章 基本的な方針

### 3. 1 全体的な取組（ファシリティマネジメント\*）

県においては、それぞれの資産を所管する各部局が実質的に運営管理しているものの、最適化するに当たっては、統一化された管理基準や、改修・修繕等を全庁的に判断する仕組みが不可欠である。

本県では、県有資産をより効果的に利活用するため、平成25年1月に「奈良県ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定し、各部局を横断して全庁的な視点に立った戦略的なファシリティマネジメントの実施に取り組んでいる。

ファシリティマネジメントの導入・実施については、以下の3つの柱を念頭におき、公共施設等を利用する県民の満足度の向上や、維持管理・運営の効率化、社会環境や地球環境へ配慮した性能の確保など、質と量の見直しを推進し、もって健全で持続可能な資産管理・運営に寄与することを目指す。

- ・長寿命化・耐震化の推進
- ・保有総量最適化
- ・県有資産の有効活用

---

\* ファシリティマネジメント・・・ファシリティ（facility:土地、建物、設備などの資産全般をいう。）を総合的に企画・管理・活用する経営活動のこと。本方針では、県有資産（建物・土地）を経営資源と捉え、それらを有効に活用しながら、全庁的な資産の適正管理を図り、経営的な観点から見た資産活用を推進することをいう。

### 3. 1. 1 長寿命化・耐震化の推進

公共施設及びインフラ施設の資産全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について検証を行う。将来にわたって利用する施設については、施設改修の優先順位の明確化と計画的な改修の実施により、施設全体にかかるライフサイクルコストの軽減や平準化を図る。また「事後保全」<sup>\*1</sup>から、「予防保全」<sup>\*2</sup>への転換を進める。

それぞれの施設で定める実施方針に基づき、老朽化の度合いや進捗状況を把握し、修繕、耐震化等により安全を確保する。また更新等においては中長期的な整備計画を策定して優先順位をつけて実施し、長期活用を前提とした施設整備に努める。

### 3. 1. 2 保有総量最適化

主に公共施設については、県として維持し続ける必要がある施設であるかを明確にし、利用見込みのない県有資産の売却を積極的に行い、資産総量の縮小・適正化を図る。また、現在余剰となっている施設や将来余剰となる可能性が高い施設の量的な見直しを行う。

それぞれの施設で定める実施方針に基づき、管理コストを削減し、また余剰地が存する場合は売却・貸付による自主財源の確保に努める。

### 3. 1. 3 県有資産の有効活用

主に公共施設については「県有資産の有効活用に関する基本方針」（平成20年10月策定）の考え方に基づき、引き続いて有効活用を推進する。また、利用者のニーズの変化を見据え、行政サービスの需給バ

---

\*1 「事後保全」・・・機器等が故障してから更新・修繕すること

\*2 「予防保全」・・・定期点検などによって建物の機能を常に把握し、劣化の状態を予想した上で、予防的な処置を施すこと

ランスや費用対効果などを見極めながら、資産の利用価値を最大化する。

それぞれの施設で定める実施方針に基づき、県民の利便性・快適性の向上、安全安心の確保、地域の活性化等を図り、低・未利用資産については市町村等でのまちづくりや民間活用を念頭においた有効活用に努める。

## **3. 2 具体的な取組と個別の方針**

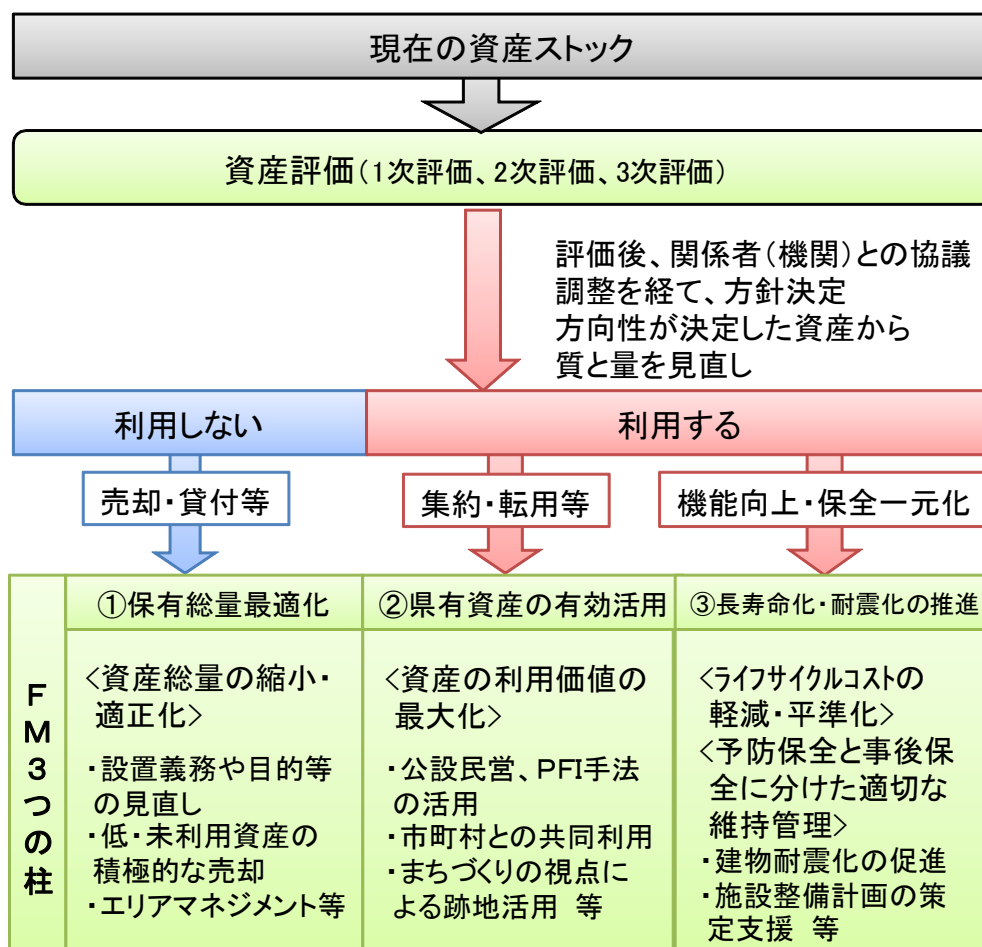
### **3. 2. 1 公共施設**

公共施設の有効活用を図ることで県民ニーズに応じられる機能を継続的に維持・運営していくため、公共施設の選択と投資の集中を推進する。

今後維持する公共施設を選択するに当たって、各施設の評価を行う。評価の結果、利用しないこととなった公共施設は売却・貸付等を行い、自主財源の確保に努め、資産総量の縮小・適正化を図る。利用を継続することとなった公共施設は、統廃合、長寿命化等を検討し、資産の利用価値の最大化、ライフサイクルコストの軽減・平準化、また「事後保全」から、「予防保全」への転換を進める。

利用を続ける公共施設や集約を行った公共施設等に関しては、計画的な整備や予防保全措置を講じて長寿命化を推進することにより、安全性・機能性を確保するとともにトータルコストを縮減し、財政負担の平準化を図る。

図表 3. 1 評価結果と公共施設活用のイメージ



### (1) 資産評価（見える化）

評価の体系としては3段階であり、公共施設がどのような状態であるか、今後どのように活用等が可能であるか、公共施設を取り巻く個別の事情や政策の中での位置付けはどうか、をそれぞれ検討することとする。

評価の方法については、公共施設の建物性能やニーズ・効率性を、客観的な数値で視覚的に表現し、評価する『1次評価』、今後の方向性検討のために設置目的、立地環境、県有施設としてのふさわしさ等の視点からフローチャートにより評価を行う『2次評価』及び所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、加えてコスト評価を行った上で、各施設のあり方の方向性について庁内合意を図る『3次評価』の3つのステップに分けて実施する。

## 1次評価

1次評価は、図表3. 2のように『建物性能』（横軸）及び『ニーズ・効率性』（縦軸）の2軸から成るポートフォリオにより各公共施設の相対的な位置付けを表す。

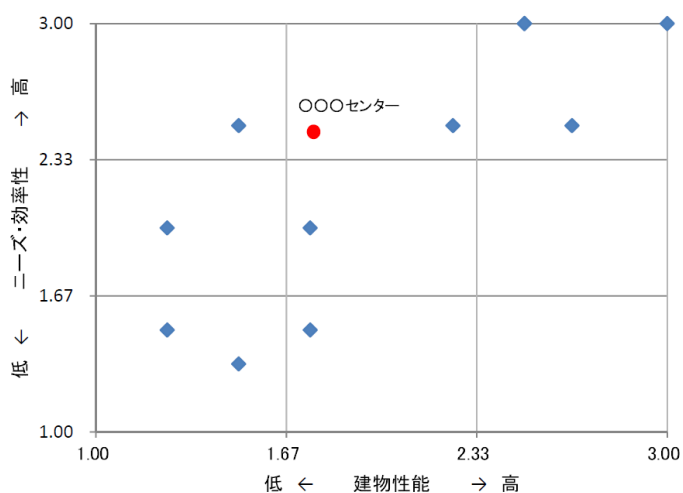
### 【建物性能】

耐震性能、残存期待寿命、建築劣化度、設備劣化度の4つの指標により評価を行う。

### 【ニーズ・効率性】

利用者数や稼働率、1人あたり事務室面積、施設運営コストなど、各公共施設の用途に応じた利用状況や効率性を示す指標により評価を行う。

図表3. 2 1次評価のイメージ

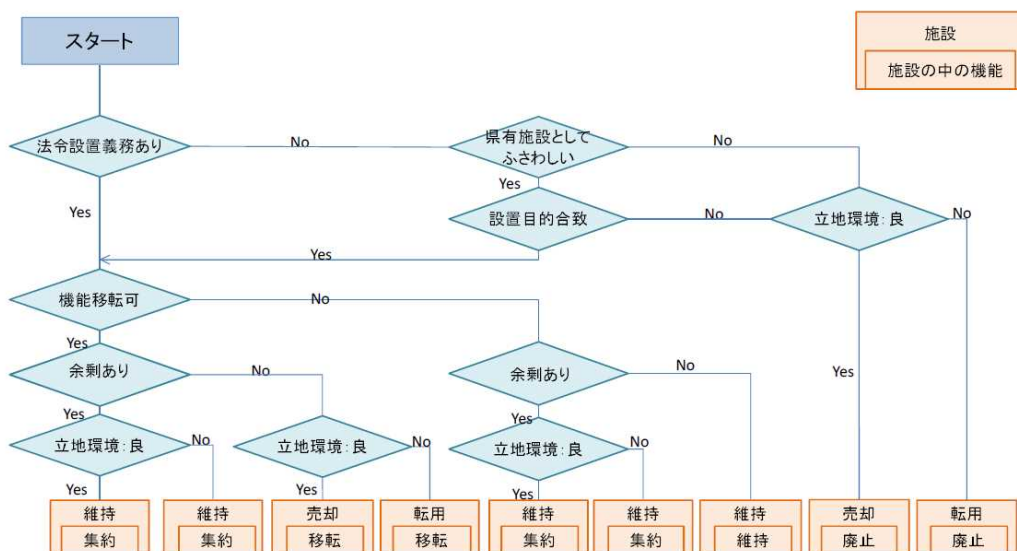


	建物性能				平均	ニーズ・効率性		
	耐震性能	残存期待寿命	建築劣化度	設備劣化度		貸館稼働率	1人あたりコスト	平均
〇〇〇センター	2	2	2	1	1.75	3	2	2.5

## 2次評価

2次評価は、1次評価での評価に加えて法定設置義務の有無や施設機能移転の可否、立地環境の良否などを考慮する目的で、図表3.3のようなフローチャート形式により評価を行う。

図表3.3 2次評価のイメージ



## 3次評価

3次評価は、所管部局における個別計画やビジョン等との調整を行い、また、将来の負担コストを把握し、各公共施設のあり方の方向性について庁内合意を図る。

この評価結果に基づき、図表3.4のように今後の維持管理や改修等の程度を整備レベルの区分に分類し、利活用の方法に応じた公共施設整備等を進めていく。

図表 3. 4 資産評価結果と整備レベルのイメージ

評価結果	(方向性)	(利用方法)	(整備レベル)
継続利用	単独で継続利用	施設維持に必要な改修を行い、継続利用する。	維持修繕 + 耐震改修 + 長寿命化
		施設の利用方法に改善を加えたうえで、継続利用する。	
		施設の機能向上を図り、継続利用する。	
	集約して継続利用	集約の拠点施設として必要な整備を行い、継続利用する。	維持修繕 耐震改修 長寿命化 + 機能向上
機能移転して空き施設利用	他施設へ集約した後、空き施設を他用途に活用する。		
廃止	機能移転して廃止	機能は他へ移転し、施設は廃止する。	維持補修
	終期設定して廃止	終期を設定しそれまでの間利用し、その後廃止する。	
	即時廃止	利用しない。	保守
暫定利用	短期的利用	施設のあり方を見直すこととし、検討期間中は継続利用する。	維持修繕
		現施設は移転・廃止し、跡地をプロジェクトに活用する。	保守

## (2) 公共施設の実施方針

### ①点検等の実施方針

施設管理者は、公共施設の老朽化や建築設備の作動不良等による事故等を未然に防ぎ、建築物等の安全性を確保するため、定期的に点検を行う。法令により定められた期間ごとに行う法定点検、また、外観や異音等の施設・設備の日常的な変化を確認する日常点検を通して、老朽化の度合いや進行状況を把握する。

### ②維持管理・更新等の実施方針

公共施設の維持管理・更新については、資産評価結果に基づく整備レベルに従い、計画的に実施する。

施設管理者は、改修等の時期や費用に関して、中長期的な整備計画等を策定し、適正な保全及び整備を推進する。

「県有建築物の保全に関する要綱」「県有建築物の保全の手引き」等に従って、施設管理者が適切に点検・維持管理・更新等を行う。また、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期の点検・維持管理・更新等に活用するという、メンテナンスサイクル

ルを構築して、「事後保全」から、「予防保全」への転換を進め、県有建築物の長期活用を図る。

### ③安全確保の実施方針

公共施設の安全確保については、利用者の人命や財産にも関わることから、危険な箇所については、応急措置を施すとともに、早期に修繕を実施する。特に危険性が高いと認められる箇所については、まず、立入禁止や使用中止措置等、安全確保を図ることとする。

また、倒壊の可能性が高い施設や、用途が廃止され利用される見込みのない公共施設等については、解体・撤去等により適切に管理することで安全を確保する。

### ④耐震化の実施方針

本県では、平成19年3月に策定した「奈良県耐震改修促進計画」において、庁舎、学校、病院等の県有建築物を平成27年度までに耐震化率90%以上とする目標を示し、これを達成するため平成20年3月「県有建築物の耐震改修プログラム」を作成、県有建築物の耐震化を推進している（平成27年4月1日現在、耐震対象建築物1,892棟に対して、耐震対策済み1,619棟、耐震化率86%）。

耐震化を進めるに当たっては、多くの県有建築物が災害時に応急活動の拠点として活用されることから、建築物の持つ防災上の役割ごとに分類し、重点的・計画的に耐震化の推進を図っている（分類に当たっては、官庁施設の総合耐震計画基準を準用）。

今後も、耐震診断等の結果及び県有資産の有効活用を踏まえ、耐震改修を進めていくこととする。



図表 3. 5 県有建築物の施設分類による耐震対策状況

(平成27年4月1日現在)

施設分類	対象棟数	耐震対策 済み	耐震未対策		対象施設
			改修必要	未診断	
庁舎系施設	89	57	21	11	県庁舎、総合庁舎、土木事務所等
研究・検査施設	38	26	11	1	産業振興総合センター、教育研究所等
集客系施設	82	54	16	12	文化会館、美術館、野外活動センター等
教育施設	405	330	75	-	県立高校、特別支援学校等
社会福祉施設	39	34	5	-	こども家庭相談センター、登美学園等
医療施設	11	7	3	1	五條病院等
住居系施設	815	789	2	24	県営住宅、職員公舎等
警察施設	289	216	6	67	警察署、交番、駐在所、待機宿舎等
無人施設等	37	37	-	-	旧施設等
合計	1,805	1,550	139	116	
その他法人施設等	39	25	7	7	総合医療センター、西和医療センター等
インフラ施設	48	44	4	-	浄化センター、水道管理センター、浄水場等
合計	87	69	11	7	
総計	1,892	1,619	150	123	

### ⑤長寿命化の実施方針

現在利用している施設については、施設の点検、維持管理等を適切に行い「事後保全」から「予防保全」への転換を進め、施設の長期間の利用を図る。

また新築・改修の計画に当たっては、施設の長寿命化を図り、県民に対し安全で快適な施設を提供し、県の良質な資産として次世代に引き継ぐことを目的とし、長期活用を前提とした施設整備を行う。

その計画においては、目標使用年数に即した部材の選定、技術革新などへの対応（機能・性能向上の観点）、施設完成後の維持管理や改修のしやすさなどを念頭におくこととする。

## ⑥資産活用方針

本県では、平成20年10月に策定した「県有資産の有効活用に関する基本方針」に基づいて、積極的な公共施設の集約化を行い、また利用見込みのない資産は、適正な方法で売却・貸付を行うことに努めてきたところであるが、今後はこれまで以上に資産の有効活用を図る。

県有資産の有効活用、保有総量最適化の観点から、公共施設のあり方について評価・見直しを行い、集約して維持する方針となった公共施設、機能移転して廃止する方針となった公共施設等について、統廃合を進め、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減に努める。

(→ア 統廃合の実施方針)

統廃合の結果、集約後に未利用となった公共施設、また現に低・未利用となっている公共施設については、建物性能（耐震性・老朽化等）、土地の形状、立地条件等を勘案し、県事業で活用できないか、国・市町村で活用できないか、もしくは民間での活用ができないかを検討する。

低・未利用となっている公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、まちづくりに貢献するように活用する。(→イ まちづくりへの活用方針)

また、運営に当たって、民間が運営することで経営改善を図られる公共施設については、民間貸付、指定管理者制度の導入を検討する。整備に当たって、民間実施により効率的・効果的となる公共施設については、PPP/PFIの導入を検討する等、民間活用を図る。(→ウ 民間活用方針)

### ア 統廃合の実施方針

本県では、県立高校再編後の跡地を活用し、庁舎等の統廃合を進めてきたところであるが、今後も県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減の視点から、公共施設のあり方を検討し、集約化を進める。

資産評価の結果、集約して維持する方針となった公共施設、機能移転して廃止する方針となった公共施設等について、統廃合を進める。

小規模で非効率に分散している公共施設や、建物性能の低い公共施設は、建物性能の高い公共施設に機能を集約する。

集約の拠点となる施設は、耐震性の十分な中規模以上の公共施設や、現状では耐震性がないが効率的に耐震改修ができる中規模以上の公共施設を選定する。集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村の保有する公共施設を共同利用し、県機関を配置することも検討する。

集約後に未利用となった公共施設については、県として維持する必要性が認められない場合は廃止し、廃止後の資産については、まちづくりへの活用、民間での活用を図る。

## イ まちづくりへの活用方針

時代の流れに伴うニーズの変化や、少子高齢化・人口減少の進行等に対応するため、市町村が検討するまちづくりに、県も積極的に関与し、協働して取り組む。

本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の取組を進めており、まちづくりにおいても、県・市町村が一体的に検討を行っているところである。

低・未利用となっている県有の公共施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内に存在する場合、県は市町村と協議を行い、県から市町村へ売却・貸付を行うことを検討し、まちづくりに活用する。エリアの中心となる拠点への都市機能の集積、エリアの特色に応じた機能の充実・強化を図るとともに、拠点間相互の連携を強化し、県全体として総合力を発揮する都市形成を目指す。具体例として、平成26年度に「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づいて庁舎を集約化した際、未利用となった桜井総合庁舎、桜井土木事務所について、医療・福祉・防災の新拠点として桜井市が整備することとし、建物、土地の売却・貸付に関して減額する財政支援を行っている。

また、国有施設が、市町村の行うまちづくりの検討エリア内にある場合も、国、県及び市町村との間で公共施設の情報を共有し、活用を検討する。

## ウ 民間活用方針

公共施設の運営、整備等について、民間を活用することにより、県民の利便性の向上、業務の効率化、維持管理コストの削減、自主財源の確保が図られるものについては、民間活用を積極的に検討する。

施設の運営について、収益性が求められるものは、民営化を推進する。提供するサービスの水準について、県の関与が必要な施設は、指定管理者制度を導入し、サービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る。指定管理者制度の導入後は、県と指定管理者とで連絡会議を開催して、運営状況を分析し、改善への取組をともに検討する。

公共施設の整備において、整備予定地が、駅に近接している、一定の規模があるなど立地条件がよいもの、また実施予定事業が、民間で実施する方が効率的・効果的であるもの、収益面で民間参入が見込めるもの、民間誘致で周辺の活性化につながるものの場合、PPP/PFIの導入を検討し、業務の効率化、コスト削減を図る。

多くの県民が利用し、イベントの開催などにより広告効果が相当程度見込まれる公共施設については、ネーミングライツの導入を検討し、自主財源の確保、サービス水準の維持・向上に努める。

### ⑦売却・貸付等の実施方針

県で保有しないこととなった資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与がある。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設の整理を進め、資産のスリム化に努める。

建物性能、土地の形状、立地条件等、資産価値が高く、財源として有効なものは、公募による売却を検討し、自主財源の確保に努める。

用途廃止されている、余剰スペースがある、集約後に未利用となった等、低・未利用となっている公共施設については、データベースから抽出を行い、売却・貸付等について検討する。

市街地にあつて、敷地が地域活性化への活用を期待できる立地にある公共施設は、移転して跡地を市町村へ売却・貸付することを検討し、地域の活性化へ役立たせ、また、自主財源の確保を図る。

## ⑧ 予算管理に関する実施方針

限られた財源の中で、必要な維持管理・更新等を適切に行うために、保有総量最適化の観点から、売却・貸付等を積極的に実施し、資産のスリム化による維持管理コストの削減及び自主財源の確保を図る。

公共施設の維持管理・更新に当たっては、計画的な修繕・改修・更新を行うことによってトータルコストの縮減、予算の平準化を図る。

また、人口減少・高齢化等の社会情勢の変化によって、県民の利用需要が施設設置当初と比べて変化し、施設が低・未利用となる場合が考えられるため、公共施設のあり方については必要に応じて見直しを行い、修繕・改修・更新については優先順位をつけて行う。

公共施設を新たに整備するに当たっては、必要な規模、機能を精査し、保有総量の最適化を図る。また効率的な維持管理ができるよう考慮した仕様とし、維持管理コストを低減させる。

## (3) 公共施設の類型ごとの実施方針

公共施設については「3. 2. 1 (2) 公共施設の実施方針」において定めた方針に従って、総合的かつ計画的な管理を行うこととする。

公共施設の主な類型については、以下に個別の実施方針を併せて定めるが、施設の特性により類型ごとの実施方針を適用しがたい施設については、「3. 2. 1 (2) 公共施設の実施方針」に従って、適正な施設管理を図ることとする。

## ①庁舎系施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
事務庁舎	28	107,486.32	県庁舎、総合庁舎など
事業系施設	3	59,236.61	中央卸売市場など
研修施設	2	8,901.11	自治研修所など

### (現状・課題)

本県の行政事務を執行するために必要不可欠な施設であるが、一般的に老朽化の度合いが高く、耐震化率も他の分類の施設に比べ低い状況となっている。特に、小規模で老朽化した単独庁舎の整備について、今後の活用のあり方を含めた検討が必要となっている。

### (これまでの取組)

平成20年10月策定の「県有資産の有効活用に関する基本方針」に基づき、県ではこれまで、小規模で非効率に分散している庁舎や建物性能の低い庁舎は、耐震性の高い施設等へ積極的に集約化を図ることとしてきた。

具体例として、「県庁舎系施設北部地域再配置計画」に基づき、平成23年度に奈良総合庁舎及び郡山総合庁舎として7施設（14事務所）を集約し、また「県庁舎系施設中部地域再配置計画」に基づき、平成26年度に橿原総合庁舎として6施設（13事務所）を集約した。



集約化した庁舎  
(郡山総合庁舎)



集約化した庁舎  
(橿原総合庁舎)

(今後の取組方針)

## **ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針**

庁舎系施設の中には、延床面積が広い大規模な施設が多く、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、中長期整備計画を策定し、計画的な更新を行う。

なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。

## **イ 耐震化の実施方針**

「県有建築物の耐震改修プログラム」による耐震化の進捗が思わしくないため、今後維持する施設で耐震性能の低い施設は、早期に耐震化を進める。

## **ウ 長寿命化の実施方針**

建築後の経過年数が長く、老朽化が進行した施設については、今後の利用見込みや安全性を判断のうえ、大規模改修などにより長寿命化を図る。

## **エ 有効活用の実施方針**

これまでの取組のような施設集約、再配置により、行政サービスのワンストップサービス化による県民の利便性の向上を図る。

なお、集約の拠点にふさわしい県有施設がない場合は、国・市町村有施設を共同利用し、県の庁舎機能を配置することも検討する。

集約により未利用となった施設や敷地については、他目的での利用のほか、市町村や民間での活用も含めた検討を行う。

## ②研究・検査施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
試験研究施設	10	45,361.73	産業振興総合センターなど
研究施設	3	17,903.54	教育研究所など
保健衛生施設	6	8,684.53	保健所など

(現状・課題)

本県の研究施設は、公設試験研究機関と呼ばれる施設や、考古学、教育といった専門分野の研究施設であるため、基本的には単独で設置されており、相互に関連することが少なかった。

しかしながら、漢方薬に関するプロジェクトにみられるように、農業・薬事・産業の分野で連携する取組が進みつつある。また、研究の高度化にも対応した施設の必要性が高まっている。

(今後の取組方針)

### ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

各研究施設の研究分野・テーマに基づき、必要な規模、機能を維持し、また、各研究分野の研究の高度化により必要となる規模、機能を確保できるよう、計画的な更新・修繕等を行う。必要に応じて研究施設間で連携して、機能の役割分担や、受託研究を行うことで対応し、施設の新設や更新費を縮減することが必要である。

また、保健衛生や食品衛生などの分野を担う検査施設についても、必要な機能を満たす施設規模を維持する必要がある。

なお、現状の施設の各棟の利用状況、敷地の活用状況、及び県政における必要な機能の見直し状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討する。

### イ 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。



## ウ 長寿命化の実施方針

研究の継続期間、研究に必要な機能を満たす施設規模などを考慮して、長寿命化のための改修を行う。

## エ 有効活用の実施方針

試験研究器具や試験研究室、圃場などにおいては、利用率が低い場合は、共同で利用するなど施設の有効活用に努める。

### ③集客系施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
文化施設	5	40,713.63	万葉文化館、美術館など
集客施設	25	95,147.03	文化会館、競輪場など
情報案内施設	8	2,826.68	法隆寺iセンターなど
運動施設	42	41,120.43	橿原公苑体育館など
駐車場	3	156.00	大仏前自動車駐車場など

#### (現状・課題)

集客系施設は、設置当初は県民のニーズと設置目的が合致していたが、市町村でも同種の施設を設置するなど、社会情勢の変化により、稼働率が低下するなど、施設本来のあり方を見直す必要があるものが少ない状況にある。

#### (今後の取組方針)

### ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

施設の利用状況や維持管理コストについての情報を収集・蓄積することにより、施設運営の効率化を進め、適正な受益者負担によって施設を運営することを目指す必要がある。

また、市町村や民間施設との役割分担についても、県民ニーズや個々の施設の利用状況等を踏まえて再検討する必要がある。

これらの情報を基に、資産評価を経て維持する施設については、経

営改善やサービス水準の向上、維持管理コストの削減を図る視点を持ち、指定管理者制度の導入をはじめとした民間活用を検討する。

## イ 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づく耐震化の進捗が思わしくないため、今後の施設の活用のあり方について早急に方針を決定し、今後維持する施設で耐震性能の低い施設は早期に耐震改修を進める。

また、非構造部材(吊り天井など)の安全対策の取組を進める。

## ウ 長寿命化の実施方針

今後維持する施設については、早期に長寿命化を進める必要がある。ただし、延床面積の広い大規模な施設が多く、改修費が大きくなるため、優先度を判断して長寿命化を進めるものとする。

## エ 有効活用の実施方針

文化施設や集客施設は、県有施設としての規模・役割を再検証した上で、機能集約ができる施設はリニューアルなどの機会に集約を進め、コンパクト化することにより、コストの縮減と利用者満足度の向上を図る。特に、老朽化の進んだ施設や利用状況の思わしくない施設については、積極的な取組が必要である。

また、周囲に類似の機能を持った市町村や民間の施設が存在する場合は、それらの施設に代替機能を持たせて県有施設の廃止等も見据えた検討を行う。

#### ④教育施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
県立高校	33	394,356.18	普通科高等学校など
特別支援学校	11	74,105.09	養護学校、盲学校など
養成施設	5	20,048.49	高等技術専門校など
寄宿舎	5	7,484.51	高等学校総合寄宿舎など

#### (現状・課題)

本県では少子高齢化が全国よりも速いスピードで進行すると予測され、県立高校について再編を検討する必要がある。

一方、特別支援学校は、児童生徒それぞれの教育的ニーズを把握し、持つ力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもので、生徒数は、特に、知的障害特別支援学校を中心に近年増え続けている。そのため、施設が不足気味となっている。

養成施設は、実践的かつ専門的な技能・知識を習得するための教育を行っている施設であるが、カリキュラムの内容や施設の規模が人材の養成施設としての社会の要請に合致しているかの検証が必要となっている。

#### (これまでの取組)

県立高校については、少子化に対応するために、平成16年度から平成20年度にかけて再編を行った。また、再編により使用しなくなった県立高校の跡地については、庁舎の集約先とするなどして活用を行ってきた。

特別支援学校については、建物内の余剰スペースを活用することや、普通科高等学校を改修して特別支援学校として活用すること等によって生徒数の増加に対応してきたが、今後さらに需要は増えると予測される。

養成施設については、これまでもカリキュラムの見直しを続けてきたところである。

(今後の取組方針)

## **ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針**

施設の利用者が多く、安全性を十分に確保すべき施設であることから、日常点検や補修のデータを管理・共有し、計画的な維持管理に努める。

なお、今後も緊急度の高いものから順次更新するものとするが、低・未利用となっている棟などについては、必要最低限の維持管理によりコストの縮減を図る。

## **イ 耐震化の実施方針**

特別支援学校については耐震化が完了している。県立高校についても平成29年度末までを耐震化の集中期間とし、引き続き、「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、集中的に耐震化を進める。

なお、教育を行いながら耐震化の工事を進めなければならないため、工法や工期等で制約を受ける部分があり、工法の検討をはじめ課題を克服するための作業を早急に行い、耐震化を進める。

屋内運動場等の非構造部材（吊り天井など）の安全対策についても、引き続き取組を進める。

## **ウ 長寿命化の実施方針**

施設規模が大きいことから、中長期整備計画を策定し、改修費の平準化を図りながら、大規模改修等を進める。

## **エ 有効活用の実施方針**

県立高校の再編に当たっては、教育内容の一層の改善及び充実と、今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化などを図ることとし、将来の生徒数の推移や地域ごとの県立高校の配置バランス、生徒の通学のしやすさなどを考慮する必要がある。

なお、再編計画の策定においては、カリキュラムの特色等の機能面の視点だけでなく、施設の維持管理の効率化等も念頭に置いた計

画策定に努める。

次に、特別支援学校については、今後はインクルーシブ教育の推進を図り、県立高校の教室を利用した分教室を設置すること等により、必要な施設規模、機能の確保に努める。

また、養成施設については、時代のニーズ等に合わせたカリキュラムの見直しを必要に応じて行い、実施されるカリキュラムに基づいて、必要な施設規模、機能の確保に努める。

## ⑤社会福祉施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
福祉総合施設	1	11,578.08	社会福祉総合センター
障害者福祉施設	4	15,240.14	障害者総合支援センターなど
福祉相談施設	2	2,754.67	中央こども家庭相談センターなど
自立支援施設	1	4,279.05	精華学院

(現状・課題)

本県の社会福祉施設としては、子育て支援機能や障害者支援機能を持った施設があるが、公的支援を必要とする県民に対するセーフティネットを担う施設として、適切な規模、機能を確保する必要がある。

(今後の取組方針)

### ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針

県立の福祉施設であることの役割を鑑み、今後も福祉行政を担う拠点施設であることから、適切な維持管理を進め、メンテナンスサイクルに基づいた「予防保全」による更新が必要である。

また、中長期整備計画を策定し、計画的な更新を行う。

なお、業務を効率化し、維持管理コストを削減する取組を今後も引き続き推進することとする。

## イ 耐震化の実施方針

「県有建築物の耐震改修プログラム」に基づき、耐震改修を進める。

## ウ 長寿命化の実施方針

施設の点検、維持管理を適切に実施し、「予防保全」への転換を進める。また、改修に当たっては中長期整備計画を策定し、改修費の平準化を図りながら改修等を進める。

## エ 有効活用の実施方針

障害者数が増加傾向にあること等から、公的支援を必要とする人数は、今後増加を続けると考えられることを踏まえ、適切な施設規模、機能を確保することに努める。

### ⑥住居系施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
県営住宅	44	467,028.52	檀原団地など
職員公舎	20	7,421.11	十津川村公舎など
職員住宅	12	9,367.26	檀原教職員住宅など

#### (現状・課題)

県営住宅については、耐用年数が超過している又は10年以内に超過する老朽化したものは現在、25団地あり、うち14団地が管理戸数100戸未満の小規模団地である。また、老朽化している県営住宅の構造は、木造、簡易耐火造平屋建て又は簡易耐火造二階建ての低層住宅である。

職員公舎は、勤務上、居住の必要性があると認められる場合に職員が居住する施設であることから、将来にわたっての必要性を常に検証する必要がある。

職員住宅は、職員の福利厚生施設として職員が居住する施設であり、住宅事情の変化等を踏まえ、原則として廃止し、総量を抑制する必要がある。なお、本県では知事部局の職員住宅は廃止済みであり、教職員住宅については平成28年度を目処に廃止する方針である。警察職員住宅についても、今後、縮小・廃止する方針である。

(今後の取組方針)

## **ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針**

県営住宅に関しては、「奈良県営住宅長寿命化計画」（平成25年3月策定）に従って、老朽化した県営住宅は、建替え・集約等を計画的に行うとともに、耐用年数が残る県営住宅については、適切に維持管理や改修を行い、継続して供用する方針である。

職員公舎については、山間部等、周囲に代替できる居住施設のない地域に勤務する職員が、公舎を利用する場合等においては、必要とされる規模を考慮した上で、適切に維持修繕等を行う。

職員住宅については、原則的に廃止する方向であることから、修繕等の整備費は必要最小限にとどめるものとする。

## **イ 耐震化の実施方針**

居住者の安全確保の観点から、耐震性を有し、耐用年数の残る県営住宅への住み替えや、老朽化した県営住宅の建替えなどを進めることにより、減災のための総合的な取組を進める。

## **ウ 長寿命化の実施方針**

耐用年数が残存しており、今後維持していく方針である県営住宅に関しては、長寿命化のための維持管理や改修を計画的に行う。

## エ 有効活用の実施方針

県営住宅の集約化や建替えにより生まれる余剰地については、まちづくりへの活用等の検討を行い、有効活用を図る。

また、施設の保有総量を抑制するために、老朽化している職員公舎に関しては除却を進め、機能確保については、単なる施設の更新ではなく賃貸住宅による対応等も行うことで維持管理コストの削減を図る。

### ⑦警察施設

(平成27年4月1日現在)

施設分類	施設数	延床面積(m <sup>2</sup> )	主な施設
警察署	17	42,613.04	奈良警察署など
交番	69	5,183.57	駅前交番など
駐在所	108	8,354.52	佐紀駐在所など
連絡所	14	791.41	春日野連絡所など
検問所	2	43.74	富雄検問所など
特殊施設	13	15,928.90	交通管制センターなど
待機宿舎	10	13,439.21	今市待機宿舎など

(現状・課題)

本県では、限られた人員で最大限の効果をあげ、将来にわたり質の高い治安サービスを提供するため、平成19年度から平成26年度にかけて「警察署再編整備計画」に基づき、警察署の統合を行った。機能を集約することで重大事案についてもスケールメリットで対応することができる反面、集約される警察署の管内の安全安心の確保も重要であるため、集約される警察署の建物を分庁舎施設として維持している。

交番、駐在所については、地域の警察力を高め、安全安心を確保する目的のため配置されるものであり、交番は警察官が24時間体制で交代勤務し、駐在所は警察官が居住して勤務するものである。近年、女性を対象とした犯罪及び女性被疑者に的確に対応するため、交番への女性警察官の配置を拡大しており、男女別の更衣室などの



施設改修が必要となっている。また、老朽化した交番・駐在所が多く、その建替えに多大な費用が必要となっている。

待機宿舎は、警察官の集団警察力を確保する目的のため建設された施設であり、緊急配備の必要が生じた際に、警察職員が速やかに招集に応じられるよう任務上の配慮が必要であり、存続する必要がある。

(今後の取組方針)

## **ア 点検・診断、維持管理・更新等に関する実施方針**

警察署の再編整備が一段落したので、今後は、県民の安全安心を確保するため、警察署の施設機能を維持できるよう、計画的な更新・修繕等を行う。

交番、駐在所に関しては、立地要件（駅前、住宅地、交通要所等）、交番の規模、配置人員、事件・事故等取扱件数、苦情・相談等受理状況を考慮し、女性警察官の配置が特に必要な交番は、優先度をつけて女性警察官が勤務しやすいよう改修するなど、地域の実情に即した施設機能の維持・向上に努める。

待機宿舎については、遠隔地であり拠点化により対応できないものについては、必要な改修を行い維持する。

## **イ 耐震化の実施方針**

耐震性が低い警察署については順次改修を進めているが、耐震化が未完了の警察署については早期に改修工事等を実施する。

また、地域の防災拠点でもある交番・駐在所については、災害時における警察活動の拠点としての機能強化を図る。

## **ウ 長寿命化の実施方針**

県民の安全・安心を守る警察活動を行うための活動拠点であることから、機能維持のために必要な改修については、中長期整備計画を策定し、費用の平準化を図りつつ計画的な更新を行う。

## エ 有効活用の実施方針

待機宿舎については、管理の効率化、維持管理コストの削減を図るため、拠点化・集約化の検討を進める。そのうち、北和地区、中南和地区については、宿舎のあり方の検討を行い、当該地域の拠点となり得る宿舎を決定し、拠点としない宿舎については、集約を行う。

### ⑧防災の拠点となる施設

①～⑦にあげた施設の中で、県は、大規模災害時において救出救護、復旧活動の拠点となる広域防災拠点を予め指定しており、万一、災害が起きた際に、緊急物資等の備蓄機能、被災地域内外からの物資の集積・配送拠点機能、救援・復旧活動に当たる機関の駐屯拠点機能を確保することに努めている。

図表 3－6 広域防災活動拠点一覧

エリア	広域防災活動拠点施設	所在地	敷地面積 (ha)
北部	競輪場	奈良市秋篠町	約6.7
中部	第二浄化センター	広陵町萱野	約38.8
東部	消防学校	宇陀市榛原下井足	約1.0
南部	吉野川浄化センター	五條市二見	約12.7

災害応急対策活動に必要な施設、避難所として位置付けられている施設については、他の施設よりも高い基準の耐震性能を求めるなど、災害が起こった際の安全性に配慮している。

防災の拠点となる施設については、今後も計画的な長寿命化を図るなどして、災害時の拠点機能を確保する。

図表 3 - 7 耐震安全性の分類

分類	活動内容	耐震安全性の分類			主な施設
		構造体	非構造部材	建築設備	
災害応急対策活動に必要な施設	応急対策	I類	A類	甲類	本庁舎、土木事務所
	活動拠点	II類	A類	甲類	警察署、防災航空隊事務所
		III類	B類	乙類	交通管制センター
	救護活動拠点	I類	A類	甲類	保健所
避難所		II類	A類	乙類	県立高校体育館
人命・物品の安全性確保が必要な施設	危険物貯蔵・使用	I類	A類	甲類	保健研究センター
		II類	A類	甲類	薬事研究センター
	多数の者が利用	II類	B類	乙類	文化会館、美術館
		III類	B類	乙類	野外活動センター
その他		III類	B類	乙類	県営住宅、交番、駐在所

※ I類・II類については、建築基準法上の耐震性能だけでなく、防災上の耐震性能を必要とする

図表 3 - 8 耐震安全性の分類及び目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標として、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られていること
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	III 類	大地震動による構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受入を円滑に行ううえにおいて支障となったり、危険物の管理上支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保が図られていること
	B 類	大地震動により建築非構造部材の部分的な損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていること
建築設備	甲類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できること
	乙類	大地震動後、人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていること

## 3. 2. 2 インフラ施設

### (1) メンテナンスサイクルの構築

点検・診断及び維持管理・修繕・更新等に係る履歴等の情報を記録し、次期の点検・診断等に活用するという、メンテナンスサイクルを構築することで、施設管理の質を高め、発展させていくことに努める。

### (2) インフラ施設の実施方針

#### ①点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

各インフラ施設の点検・診断の結果に基づき、優先度を整理した上で必要な対策を実施するとともに、これらの取組を通じて得られた情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。また、耐震化が必要な施設については、更新・修繕に合わせて耐震化を推進する。

#### ②基準類の整備に関する実施方針

各インフラ施設の点検・診断・維持管理・更新の実施に当たっては、法令、要領、基準、マニュアル等を遵守する。また、必要に応じて県独自の基準やマニュアルを策定する。

#### ③情報基盤の整備と活用に関する実施方針

各インフラ施設における点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、更新・修繕の履歴も含め情報を収集・蓄積・共有しデータベースを構築する。

#### ④新技術の活用に関する実施方針

各インフラ施設の維持管理・更新等に係る工期の短縮、費用の低減を図り、また、より効率的に点検・診断できるよう新技術の活用を積極的に推進する。

#### ⑤予算管理に関する実施方針

各インフラ施設の更新・修繕にかかる費用と更新・修繕を実施する時期を調整し予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努め、計画的な投資を行う。

#### ⑥体制の構築に関する実施方針

メンテナンスサイクルを確実に実行するため、各インフラ施設の特性に応じて、必要な人員・人材等を継続的に確保し体制を構築する。

#### ⑦個別施設計画の策定に関する実施方針

各インフラ施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえ、個別施設計画の策定を推進する。個別施設計画の策定に当たっては、施設ごとの点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であるため、施設ごとにメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講じた上で、計画を策定する。

### (3) インフラ施設の類型ごとの実施方針

#### ①道路、河川、砂防、下水道、公園、ヘリポート

これまでインフラ施設の維持修繕については、損傷が発生した後に補修・補強工事を行う「事後保全」型維持管理が中心の対応であったが、今後は計画的かつ効率的な「予防保全」型維持管理への転換を図

ることとする。「予防保全」型維持管理を推進するために点検⇒診断⇒措置⇒記録（⇒次の点検）というメンテナンスサイクルを構築するため以下のア～キに示す実施方針について適切に取組を進める。

## **ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針**

全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、優先度を整理した上で、必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用する「メンテナンスサイクル」を構築する。

## **イ 基準類の整備に関する実施方針**

メンテナンスの質の向上、作業の効率化、工期の短縮、トータルコストの縮減等の新たな知見や、国の基準を踏まえて、奈良県道路橋定期点検要領等の県独自の基準やマニュアルを検証するとともに必要に応じて更新を図る。

## **ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針**

点検・診断等により得られた劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報を収集し、修繕等の履歴も含め台帳として整備するとともに、台帳については集計ソフト等を活用したデータベースを構築する。

## **エ 新技術の活用に関する実施方針**

点検・診断の効率化を図るため、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録された技術を活用する。特に「予防保全」型維持管理を行う上でメンテナンスサイクルの重要な要素である点検・診断及びそれらの記録については情報通信技術（ICT）等を活用し効率化・コスト縮減を図る。

## オ 予算管理に関する実施方針

点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、計画的に実施することで、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努める。

## カ 体制の構築に関する実施方針

インフラ施設の安全を確保するためには、管理者である県職員がインフラ施設の状態を正確に理解し、適切な時期に適切な修繕を実施することが必要である。そこで、本県では県職員の点検・診断に対する知識やノウハウを向上させるとともに、後継者育成のための講習会を開催し必要となる人材・体制を継続的に確保していく。一方、適切な技術力を有する民間企業への委託も活用することにより、多数の施設の健全性を迅速に正しく評価することに努める。

また、県内の市町村によっては、多数のインフラ施設について点検・診断の実施が困難な場合もあることから、市町村から県が点検・診断業務を受託する取組を進める。

## キ 個別施設計画の策定に関する実施方針

点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設計画を策定し、具体の対応を計画的に投資、推進することにより維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。

## ②上水道

### ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

水道施設を「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」に区分し、定期的な点検・劣化度等への評価を行い、優先度をつけて、



必要な更新・修繕事業を効率的かつ効果的に実施する。

また、各施設の管理・更新計画に基づき計画的に取り組むことにより、施設・設備の最適化と長寿命化を図る。

## **イ 基準類の整備に関する実施方針**

各水道施設の特性に鑑み、維持管理・更新等に必要な要領等の基準類を、国等が策定する基準類を踏まえて作成する。

また、作成済みの基準類にあつては、必要に応じて検証し更新を図る。

## **ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針**

施設の適切な維持管理に必要な情報である、図面、事故履歴、事故対処方法及び補修履歴等をデータベース化した「水道管理支援システム」を活用し、漏水事故等への迅速な対応及び効率的な施設の維持管理・修繕等を行っていくことで、情報の確実な継承と組織的な共有を推進する。

## **エ 新技術の活用に関する実施方針**

維持管理・更新等に係る費用を低減させ、より効率的・効果的な各水道施設の長寿命化を図るために、新技術の活用を積極的に推進する。新技術の活用に係る結果は速やかに評価し、有用な新技術については基準類に反映させる。

## **オ 予算管理に関する実施方針**

水道施設の維持管理・更新等については、施設設備のダウンサイジングや長寿命化の取組等によるコスト削減を図る。

また、今後の水需要の動向や施設更新の投資を総合的に捉えた中長期的な財源見通しを踏まえた上で、各施設の維持管理・更新計画に基づき計画的に実施する。あわせて予算の平準化にも努める。

## カ 体制の構築に関する実施方針

水道施設の維持管理・更新等の実施に必要な専門的な知識や技術を有する職員を育成するため、計画的に技術継承に取り組むとともに、常に業務の見直しや合理化を図り、適正人員を確保することにより、職員の技術力の維持・向上を図る。

また、民間事業者との連携により、民間事業者が有する技術やノウハウの活用を図る。

## キ 個別施設計画の策定に関する実施方針

「管路」、「コンクリート構造物」、「電気・機械設備」のアセットマネジメント（資産管理）並びに点検・診断及び更新・修繕に係る取組を通じて長寿命化計画を策定し、必要に応じて見直しする。

### ③ 治山

#### ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

治山施設の有する機能の低下や性能の劣化などについて目視点検等を行うことを基本とし、問題が無い場合は経過観察を引き続き行うこととする。また、点検等により変状や経年劣化等により速やかな対応を要すると判断された場合には、保全対象との位置関係や重要度等を考慮し、優先度を踏まえた上で必要な措置を講じることとする。さらに点検等により得られた施設の状態や対策の履歴等の情報を的確に記録・更新していくことで、次期の効果的かつ効率的な維持管理・更新等につなげる「メンテナンスサイクル」の構築を図る。

なお、治山施設は荒廃地から森林への復旧を図るための基礎工作物であり、地形条件等により当該施設が損壊したとしても、施工後の復旧状況などにより所期の目的が達せられ、山地の荒廃を招くおそれがない施設については、劣化・損傷の状況等を調査し恒久的な

維持管理から除外することとする。

## **イ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針**

治山施設に関する情報は従来より作成している治山台帳を基盤とし、維持管理・修繕等を行った際に得られた情報については治山台帳に反映する等整理を行い、またこれら情報の蓄積を図ることにより「メンテナンスサイクル」に生かすこととする。

## **ウ 予算管理に関する実施方針**

治山施設の補修・機能強化等については、施設ごとに構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、必要となる工種・工法の判断が難しいことに加え、新設工事に比べて単位施工量当たりの人件費や機材費が割高になる場合がある。このため限られた財源の中で、維持・管理、更新等に係るトータルコストの縮減を図るとともに、点検・診断等で得た情報を元に優先度を付け、これらの計画的な実施により予算支出の平準化に努める。

## **エ 体制の構築に関する実施方針**

治山施設に必要な機能を維持し、地域の安全・安心を確保するためには、一定の技術力をもった人材を確保することが不可欠であるため、「メンテナンスサイクル」の構築と合わせ、その実行に必要な体制の整備・構築等を行う。

## **オ 個別施設計画の策定に関する実施方針**

個々の治山施設については点検・診断のうえ現状を把握するとともに、これを踏まえ施設毎に機能強化・更新も含めた施設の維持・強化に必要な対策について、求められる機能を将来にわたり適切に発揮し続けるよう時期や維持・管理内容について整理・計画することとする。

## ④土地改良施設

### ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針

施設管理者が行う日常点検を踏まえ、対策実施者等が定期的な機能診断の結果とそれに基づく劣化予測を反映させた機能保全計画の作成を行う。

対策の実施に当たっては、機能保全計画のみならず、農地マネジメントを踏まえ、効率的な維持管理・更新対策を検討していくとともに、施設の多面的機能を活用した他目的利用についても検討していく。

### イ 基準類の整備に関する実施方針

各施設毎の国の基準類を活用していくことを基本とするが、新技術の開発状況に応じて、必要であれば県独自の基準についても検討していく。

### ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針

効率的な維持管理・更新対策に向けて、P D C Aサイクルによる計画策定を図るため、維持管理・更新等に係る情報を収集・蓄積し、データベースを構築する。データベースについては、施設情報と農地情報、地図情報を一体的に整理する事が出来る「農地地図情報システム」を活用していく。

### エ 新技術の活用に関する実施方針

維持管理・更新等に係る費用を低減させるため、新技術の導入を積極的に図る。

### オ 予算管理に関する実施方針

ライフサイクルコストの概念を基本に置きつつ、各施設の補修・

更新に係る費用と時期を調整し、予算の平準化に取り組むとともに、トータルコストの縮減に努める。

## **カ 体制の構築に関する実施方針**

県職員の技術力の継承に向け、農村工学研究所等の国の研修に参加するとともに、県・市町村・関係団体とも連携し県内での研修会を積極的に開催する。

## **キ 個別施設計画の策定に関する実施方針**

本計画や国の行動計画を踏まえ、各施設管理者等に対して個別施設計画の策定を促していく。

個別施設計画を策定する際には、農家や農地の減少等、将来の農業農村の状況を見据えた上で、ライフサイクルコストを算出しトータルコストの縮減と平準化を図る。

## **⑤交通安全施設**

### **ア 点検・診断／維持管理・更新等に関する実施方針**

交通安全施設のうち信号機は、信号制御機、信号柱、信号灯器で構成されている。このうち、信号制御機の更新基準は設置後概ね19年で、点検結果、補修履歴等を踏まえ、更新の必要性が高いと認められる施設から優先的に更新する。また、信号柱及び信号灯器については、設置環境により老朽化の進行速度が異なることから、点検結果を踏まえた更新を実施する。

信号機の設置に当たっては、厳に必要性及び緊急性等を総合的に勘案した上で真に必要性の高い場所を選定し設置する必要がある。また、交通量の減少等により、一時停止規制その他の対策により代替が可能な場合は、信号機の撤去を検討し、更新対象ストックの適切な管理を行う。

道路標識については、交通安全施設管理要綱に従って、毎月1日を

交通安全施設の一斉点検日に指定して警察官が施設点検を行っているほか、警察官の日常の街頭活動を通じて点検を行っている。また、可変標識については毎年1回、オーバーハング柱などに設置の灯火標識については2年に1回、委託業者により保守点検を実施している。

これらの点検により腐食等の損傷を発見した場合は、その程度により補修又は取り替え更新の措置を取り、柱の倒壊や機器の落下等による事故防止に努める。

点検に当たっては、メンテナンスサイクルを構築するとともに、メンテナンスに関する情報を収集・蓄積してデータベース化を図る。また、専門的な知見を有する業者に点検等の業務を委託した上で連携して点検に対応する。

なお、個別施設の長寿命化を図るため、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じる取組を推進する。

## **イ 基準類の整備に関する実施方針**

施設ごとに適切な点検頻度を設定するとともに、診断の実施に当たっては、統一的な尺度による健全性の判定区分を設定し、施設の健全性に応じて臨時の点検を行うなど、きめ細かな点検を実施する。

## **ウ 情報基盤の整備と活用に関する実施方針**

信号機の倒壊・傾斜事案が発生した際には、当該施設の製造年、メーカー、使用機材等の分析により原因究明を徹底するとともに、データベースを構築する。また、警察庁への速報を行うことにより情報共有を徹底する。

## **エ 新技術の活用に関する実施方針**

交通安全施設のライフサイクルコストの削減等に資するため、信号灯器のLED化などの新技術の導入を図るとともに、確立された新技術について警察庁から提供される情報を積極的に活用する。

## **オ 予算管理に関する実施方針**

維持管理・更新等を含めたトータルコストの縮減を図り、計画的な交通安全施設の整備を推進する。

## **カ 体制の構築に関する実施方針**

維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成し、長期的に担い手を確保するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理、更新等の業務に専従する職員の拡充等、体制面の充実を図る。

## **キ 個別施設計画の策定に関する実施方針**

交通安全施設の対象資産について、必要に応じて個別施設計画の策定を行う。

個別施設計画を策定する際には、人口減少、少子高齢化社会の到来を見据えた上で、インフラ施設のライフサイクルコストを算出しトータルコストの縮減、平準化を図る。

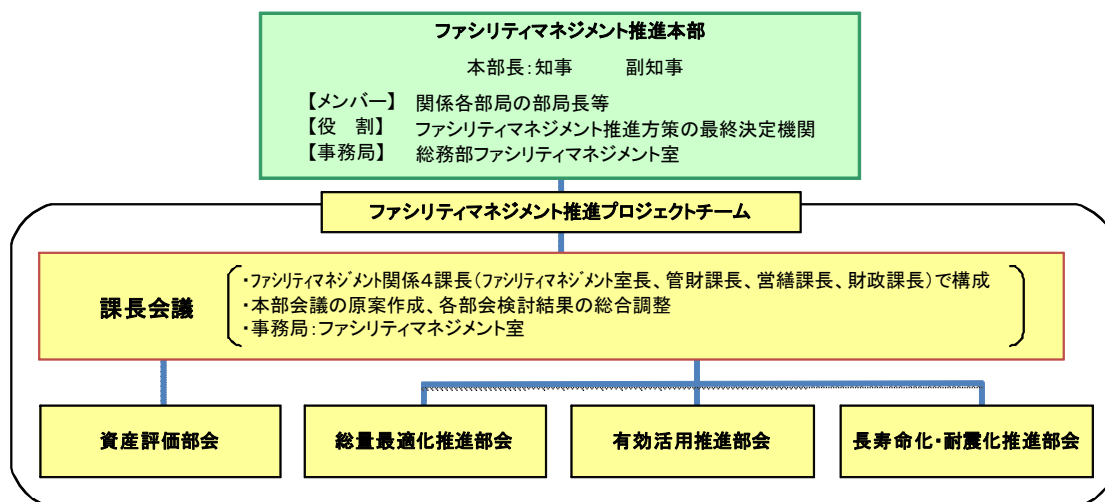
## 第4章 推進体制

### 4. 1 推進組織

本県では、平成25年4月に知事を本部長とするファシリティマネジメント推進本部を設置し、資産への本格的なファシリティマネジメント導入の推進を図ってきた。

今後も、経営的な視点により、ファシリティマネジメントを推進し、効率的・効果的な行財政運営を進めていく。また公共施設等総合管理計画に取り組むことで、県財政の一層の健全化を目指す。

図表4. 1 ファシリティマネジメント推進に係る組織図





## 4. 2 情報管理・共有方策

### (1) 公共施設

本県では県有施設等の情報を蓄積し、全庁的な視点で適切に管理を行うために「ファシリティマネジメント支援システム」を開発し、平成26年より運用している。公共施設がデータベース化され、各公共施設管理担当者が日常的にアクセス可能なシステムであり、今後もより効率的・効果的な整備計画等を立案、推進するため本システムを活用していく。

また、県内市町村有資産等の情報を蓄積することにより、県内の公共資産データの共有化を支援し、県域でのファシリティマネジメントを推進する。

### (2) インフラ施設

#### ①道路

道路施設においては、平成15・16年度にトンネル・歩道橋・ロックシェッド等を対象とした「奈良県道路施設管理システム」、平成21年度に橋梁を対象とした「奈良県橋梁マネジメントシステム」を開発し、諸元・補修履歴・点検履歴等を記録、維持管理担当者が日常的に閲覧・更新できるデータベースとすることで、維持管理業務の効率化を図っている。

#### ②下水道

下水道施設においては、保有資産の管理に「AMDBシステム (Asset Management Data Base System)」を活用している。システムでは健全度予測が可能で、これにより機器の更新及び部品交換の時期を判定し、資産の長寿命化、予算の平準化及びコスト縮減を図ることで、計画的・効率的に事業を実施していく。

### ③公園

都市公園においては、公園施設の更新・修繕計画を効率的・効果的に行うため、公園長寿命化計画、公園台帳(公園施設の位置情報)、図面、公園施設の管理履歴等をデータベース化した「公園管理システム」を平成26年度より導入している。現在は、馬見丘陵公園で稼働しており、他の都市公園においても、順次、データ入力を実施しているところである。

### ④上水道

上水道では、施設の適切な維持管理に必要な情報を蓄積し、共有するために「水道管理支援システム」を導入している。システムは、地形図と施設情報をリンクし、図面、事故履歴、事故対処方法及び補修履歴等をデータベース化したもので、維持管理担当者が日常的に閲覧・更新可能であり、本システムを活用し、漏水事故等への迅速な対応及び効率的な施設の維持管理及び修繕等を行っていく。

### ⑤土地改良施設

農業水利施設の機能診断調査結果やため池の一斉点検調査結果を国及び県・市町村等が会員となり利用している「農地地図情報システム」に入力し、情報の共有化を図るとともに、農地情報と一括に管理することにより農地マネジメントを踏まえた長寿命化対策に資する。

## 4. 3 他団体との連携

### (1) 公共施設

#### ①市町村との連携

公共施設の最適利用について、各市町村の検討状況は様々であるが、県は各市町村に対し、公共施設のデータ分析などの技術支援や、公共施設のまちづくりへの活用に関する連携協定による技術支援、財政支援等、各市町村の検討の進度に合わせた支援を行っている。

本県では、行政サービスの維持・向上を図るため、県と市町村の役割分担を見直し、県・市町村の持つ行政資源を県全体として有効活用し、地域の実情に応じた最適な地方行政のあり方を目指す「奈良モデル」の推進に取り組んでいる。県内の公共施設においても、県・市町村間の連携を推進し、共同管理、共同利用、技術支援等を行うことによる事業推進スキーム（「奈良モデル」によるファシリティマネジメントの推進）の構築を図る。

なお、市町村における公共施設等が所在するエリアの将来人口の動向を見通したとき、人口と施設の配置にアンバランスが生じるおそれがあるため、県において、市町村の小地域(字)単位の地域の将来人口推計を行い、施設等の配置状況について分析することとしている。

これにより、地域のまちづくりや市町村における施設の最適利用を促進し、県域でのファシリティマネジメントを推進する。

#### ②国との連携

地域の国公有財産については「国と地方公共団体が連携した地域の国公有財産の最適利用について」（平成26年8月29日総務省第149号）において、国と地方公共団体の連携の必要性について通知されたところであ

るが、本県では、国公有財産の最適利用に向けて、一体的に検討を始めたところである。今後も、国公有財産を県全体として有効活用することを図り、県域でのファシリティマネジメントの推進に取り組む。また、市町村の行うまちづくりの検討においても、市町村有の公共施設の最適利用だけでなく、県や国の有する公共施設の共同利用・複合化等も視野に入れ検討を行う。

## (2) インフラ施設

### ①道路施設の維持管理における連携

県が管理する道路において、地域の住民や企業との協働による快適な道路空間の維持・向上に向けての取組として、「みんなで・守ロード」事業を実施している。

引き続き、これら県民協働の取組について、参加団体の拡充のため事業の周知を行っていくとともに、市町村との連携を図る。

#### 活動風景

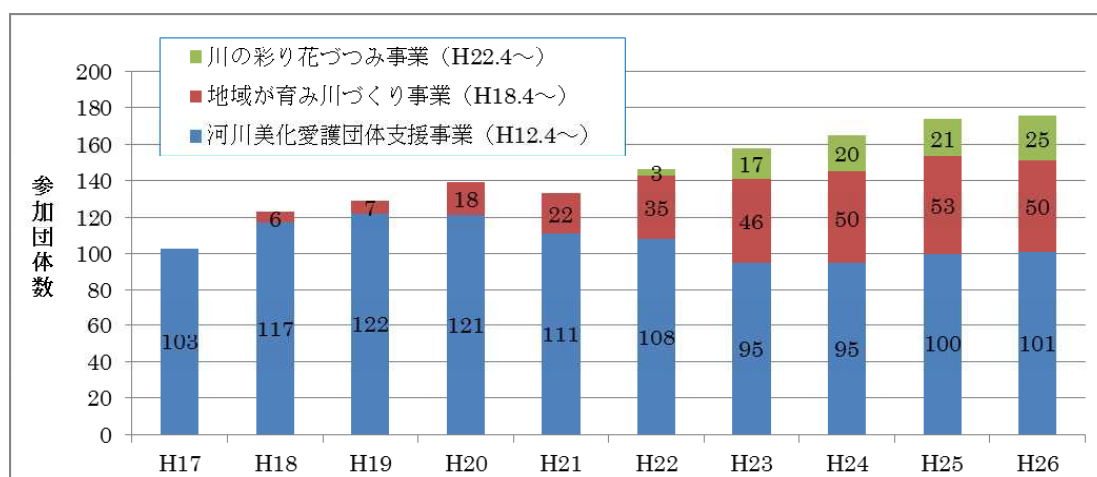


## ②河川施設の維持管理における連携

県が管理する河川において、平成16年度より県民との協働による清掃・草刈・花の植栽等に取り組み、良好な河川空間の創出・確保を目指している。県民との協働は着実に根付き、広がりを見せている（図表4. 2参照）。

引き続き、これら県民協働の取組について、参加団体等との交流等を継続していく仕組みづくりやフォローアップ体制の整備・充実に取り組む。

図表4. 2 参加団体の推移



## 活動風景



河川愛護団体支援事業  
(清掃)



地域が育む川づくり事業  
(草刈)



川の彩り花つつみ事業  
(花の植栽)

### ③道路施設の長寿命化対策における連携

道路インフラ施設の維持管理については、「奈良モデル」に基づき、市町村相互の連携による「水平補完」や県が町村等の業務を支援する「垂直補完」により事業の効率化を図り、総合管理計画の策定、同計画の着実な実施を推進する。県内の全ての道路管理者（国、県、市町村、県道路公社、西日本高速道路(株)）で構成する「奈良県道路インフラ維持管理連絡協議会」の場を通して連携を深め、県域全体で適正な道路インフラ施設の維持管理の実現を図る。

### ④受水市町村との連携

県内の水道事業体においては、水道事業を取り巻く共通の課題である水需要の減少や施設の老朽化などの問題に対処するため、県と市町村が連携し、県営水道と市町村水道が有する水源、施設、人材、業務などの水道資産を県営水道や簡易水道を含めた県内水道全体（県域水道）で効果的に活用する「県域水道ファシリティマネジメント」を進めている。

県営水道の給水エリアでは、県・市町村全体で水道施設の投資の最適化を考え、市町村が浄水場を維持し自己水を利用していくのか、県水に転換するのかを検討して、県水転換が有利な場合は県水を利用するために必要な方策（受水地点の増設、送水管の整備、県営水道の残圧利用）を市町村と協議しながら実施している。

## ⑤土地改良施設における他団体との連携

吉野川分水施設については、受益地の営農状況や担い手の状況、農業用水の利用状況などを踏まえ、施設の維持管理・更新のあり方について検討するとともに農業用水及び施設の有効利用も踏まえ、今後の受益農地の利用について検討することを目的として、近畿農政局、奈良県、奈良県土地改良事業団体連合会、大和平野土地改良区で構成する「吉野川分水施設アセットマネジメント検討会議」を平成25年3月に設置している。